

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年12月20日（金）午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである、

委員長	時 任 英 寛 君	副委員長	宮 本 明 彦 君
委員	徳 田 修 和 君	委員	中 村 満 雄 君
委員	植 山 利 博 君	委員	今 吉 歳 晴 君
委員	蔵 原 勇 君	委員	宮 内 博 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	花 堂 誠 君	保健福祉政策課長	小 野 博 生 君
児童福祉課長	田 上 哲 夫 君	長寿・障害福祉課長	上脇田 寛 君
健康増進課長	森 多美子 君	福山総合支所) 市民福祉課長)	溝 口 税 君
保健福祉政策主幹 政策 G 長)	新 窪 政 博 君	長寿・介護 G 長	住 吉 謙 治 君
障害福祉 G 長	福 永 義 二 君	健康増進 G 長	安 田 ゆう子 君
児童福祉・保育 G 長	竹 下 里 美 君	政策 G 長主任主事	秋 丸 健一郎 君
政策 G 長主任主事	野 村 樹 君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 村 上 陽 子 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

なし

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第83号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第91号 霧島市子ども・子育て会議条例の制定について

議案第93号 財産の処分について

議案第94号 指定管理者の指定について（霧島市国分総合福祉センター・霧島市隼人総合福祉センター）

議案第95号 指定管理者の指定について（霧島市牧園老人福祉センター）

議案第96号 指定管理者の指定について（霧島市牧之原老人憩の家）

- 議案第97号 指定管理者の指定について（霧島市国分障害者福祉作業所）
議案第98号 指定管理者の指定について（霧島市隼人障害者福祉作業所）
議案第99号 指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所あいご園）
議案第100号 指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所わかば）
議案第101号 指定管理者の指定について（霧島市霧島保健福祉センター）
議案第103号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺ふれあい温泉センター・霧島市横川健康温泉センター・霧島市霧島温泉健康増進交流センター）

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前9時00分」

○委員長（時任英寛君）

それではただいまより環境福祉常任委員会を開会いたします。本日は去る12月16日本会議において当委員会に付託になりました議案第83号、91号、並びに93号から101号及び103号の審査と本委員会に係る所管の事項の協議といたします。審査日程につきましてはお手元に配付をいたしております次第書のとおりとさせていただきますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって次第書に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。それでは議案第94号並びに97号の現地調査のためにしばらく休憩いたします。

〔休 憩 午前 9時 5分〕

〔再 開 午前 9時55分〕

それでは再開します。審査に入ります。まず議案第91号、霧島市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

本日は現地調査を国分総合福祉センター、国分障害者福祉作業所で行っていただきまして本当にありがとうございました。今委員長のほうから指示がありましたが、若干私の説明が議案あるいは審査案件を一括して概要説明をするような形になっておりまして、それでよろしいでしょうか。

○委員長（時任英寛君）

結構でございます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

それでは御説明を申し上げます。今回、保健福祉部関係の議案として提出しておりますのは、新たな条例の制定と一部改正の議案をそれぞれ1件、財産処分に関する議案1件、指定管理者の指定に関する議案9件の計12件でございます。それでは、それぞれの議案に関する提案理由を説明いたします。まず、議案第83号、霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案は保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成26年4月から隼人保育園の民営化を行う予定であります。この民営化に伴い同保育園を廃止する必要があることから当該条例の一部改正を行うもの

であります。また、今回の民営化において同保育園の建物を無償で譲渡することとしていることから、議案第93号、財産の処分についてを併せて提案し、地方自治法第96条第1項第6号の定めにより議会に議決を求めるものでございます。次に、議案第91号、霧島市子ども・子育て会議条例の制定についての議案は子ども・子育て支援法第77条の定めにより、本市に合議制の機関として霧島市子ども・子育て会議を設置する必要があることから、同条例を新たに制定するものでございます。次に、議案第94号から第101号及び第103号の指定管理者の指定についての各議案につきましては、国分総合福祉センター外11施設が平成25年度末をもって指定管理期間が満了するため、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の各施設の指定管理者の指定に関して、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（時任英寛君）

ただいま花堂部長より総括の説明が終わりました。それでは議案第91号について児童福祉課から説明を求めます。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

議案第91号について御説明いたします。本議案は、昨年8月に成立いたしました「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議する附属機関として「霧島市子ども・子育て会議」を設置するため、制定しようとするものであります。子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格運用されますが、その前段階として平成26年度までに支援計画を策定することとなっております。また、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的かつ効率的に提供することを目的としていることから、支援計画は地域のニーズを的確に捉えたものであることが求められており、そのため子ども・子育て会議の委員は、教育・保育や子育て支援に関わる立場の方や子育て中の市民の方で構成する予定であります。なお、子ども・子育て会議は、現在保育園や幼稚園の設置や定員の変更を審議いただいている「霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会」の機能を包含する役割を有することとなるため、本一部改正条例の附則第1項及び第3項において「霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例」を平成26年4月1日から廃止することといたしております。

○委員長（時任英寛君）

説明が終わりました。委員の皆様方に申し上げます。お手元に子ども・子育て支援法の抜粋をお配りいたしております。参考までにお使い頂ければと思います。それでは質疑に入ります。

○委員（蔵原 勇君）

まず児童福祉課長に1点お尋ねいたしますけれども、去年8月成立したこの子ども・子育て支援法についての立ち上げは平成27年からみたいですが、このメンバーといいましょうか、子育ての委員の方々の教育保育者・保育子育てに関わる立場の方たちは具体的に何人ぐらいで男女どのようなメンバーの方を想定されますか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

委員の構成につきましては、直接保育教育に関わっている方、それから地域で子ども・子育ての支援活動をしている方、小学校側、それと現場で働く保育士さんであるとか幼稚園教諭の方、それと療育に関わる方、それと一般の子育てをしている市民の方を公募で募集したいと考えております。男女の構成につきましては、なるべく女性の比率、人数というのは多いほうがいいと思いつながら、そのところは個別にどういう方が代表で来られるかというのもございますので、ここでははっきりしたことは言えませんが、構成する委員に関してはそのように考えております。

○委員（植山利博君）

今の答弁によれば、今組織が条例案の第3条で示されているわけですが、15人ということを示してあります。ただその中では、今は公募という形で言われましたけれども、条例案では公募という明確な表現はされておられません。そことの関係はどうか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

その委員の選び方という部分になると思いますけれども、当然それぞれの教育であるとか、保育であるとか、その立場で代表される方というのは、そういう団体であるとか、そういったところに推薦をお願いするという手法になると思います。また、一般の方をどのように募集するかということにつきましては、多くの市民の方に参加していただく手法として公募の形というのを広くとっておりますので、それを想定しているというようなことでございます。

○委員（植山利博君）

その他市長が必要と認めるものの中に公募は含まれるという理解でいいですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

はい、そう考えていただければいいと思います。

○委員（植山利博君）

やはり今後いろんな組織について今おっしゃったように公募という形で枠を広く市民から選ぶという手法が取られていきますよね。最近そういう形になっていくんだけど、条例の中で大概今まではその他市長が必要と認める者という表現で記載がされているんだけど、今後はきちんと公募で委任を募集しますよという形で明文化するべきではないかと思うんですがいかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

基本的には委員の御指摘がそのとおりだと思います。ただ、稀に公募でお願いしてもなかなか応募がないという場合もございます。一応条例につきましては、このようなその他市長が必要と認める者と規定しておりますが、運用では公募とさせて頂く予定であります。条例上のきちっとした公募によるものという表現は、また全庁的な問題でもありますことから文書法制等とも協議をしたいと考えます。

○委員（植山利博君）

これまでどんな条例を見てもほとんどこの5番目のこういう表現がされているわけですね。そう

すると結果として運用の中で公募をされると言われるんだけど、市長が指名できるという形になるわけですよ。だから私が言っているのは、今後全庁的な課題として協議をするということですから、それでいいんだけど、やはり公募という枠を明文化していく方向で検討すべきだと、そのほうがやはり今言われるように開かれた市政、住民参画の機会を拡充するという形になっていきますので、ぜひ今後はそういう方向で検討していただきたいということを求めておきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

15人以内で組織をするというふうになっているんですけど、今詰め段階なのかなというふうに思いますが、ここにある学識経験者・関係団体・教育関係者・保育関係・その他公募で求めるものということを人数的にはどういうふうに考えていますか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

人数に関しましては教育・保育の関係者につきましては、教育・保育の事業というか、そういう保育園とか幼稚園をしている側とそこで働いている側という形で、対で考えております。ですので教育保育に関しては二人、二人であるとか、それから認可保育園と認可外の保育園がございますので、今まで認可外の保育園の方の意見とかは、なかなか聞く機会がなかったので、そういった方の構成も考えております。15人という枠がございますので、その中で検討した上で、なるべくそこだけに限らなくて、広くいろんな意見を聞けるような仕組みづくりも含めて考えまして、いろんな意見というのをむしろ15人の前に出せるような仕組みができればいいのではないかなというふうにも考えているところです。

○委員（宮内 博君）

具体的に今教育関係者と保育関係者が2名ということですが、その他の人数についてはまだ議論中という話ですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

想定する構成員という形では、この通りになるかどうかまだ想定段階ですので、保育のほうで今言いました認可・認可外で一人ずつ、教育のほうは幼児教育の方で一人、療育に関わる方が一人、放課後児童クラブの方が保育園側で運営している方と運営委員会でされている方がありますので、それぞれ一人ずつで二人と、それから子育て中の市民の方、公募を3人ぐらい、それから小学校の校長の代表で一人と学識経験者一人、それから保育士と幼児教育の現場の先生方一人ずつで二人、地域の支援の活動している方とか市のPTA連絡協議会、その辺から1人ずつということで15人を想定はしております。

○委員（宮内 博君）

今、あっちこっちおっしゃったのでちょっとよく分からないんですけど、1から5までありますよね。この中で何人ですかということを説明してもらえませんか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

第3条の2の学識経験者としては一人です。子ども・子育て支援の関係団体に関しては、どこに

入れるかによって違って来るんですけど、4人ぐらいになるのではないかと思います。そして教育・保育関係で3人、3人、子ども・子育て支援の関係が5人ということですね。上から1人、5人、3人、3人、3人ぐらいになると思います。おおむねこういった構成になると思います。

○委員（宮内 博君）

いろんな委員を組織するわけですけども、どこを切っても同じような委員が顔を並べるというような傾向というのが目に付くんですけども、やっぱりそういうのはできるだけ避けて、できるだけ幅広い意見が反映できるというような形の取組を工夫する必要があるというふうに思うんですけども、新しい法律の中で作られる初めての会議ということになるわけでありますから、そういう意味でも新しい子育て世代の様々な要求や願いを反映できるという形で取組をしていくことができる、そういう工夫も必要だろうというふうに思うんですけど、その辺はどんなふうに考えていますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

皆様方のお手元に子ども・子育て支援法が配付されているということをお聞きしまして、その3ページを見ていただきますと、第2条のところに基本理念という規定があると思います。よろしいでしょうか。第2条基本理念のところです。ここにはやはり父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、そこに書いてあります家庭・学校・地域・食育・その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員ということから、今課長が申しあげましたような構成が想定されるということで発言をいたしました。今、宮内議員の御指摘はいろんな広い分野でその委員の方々が話を聞かれて、持ち寄ってといたしますか、そういった合議制でということだと思われまので、例えば市の児童クラブ連絡会の代表の方は、その分野の意見を吸い上げていただくとか、それから一番大元である子ども・子育て会議の下に、やはり今後議論の在り方によりまされども、例えば各専門部会を設けるとか、そういった手法も考えられると思います。

○委員（宮内 博君）

この子ども・子育て会議がどれぐらいの権限を持っているのかということになっていくんだらうと思うんですけども。今部長がおっしゃったように基本理念はここの中にありますような形で掲げられているんですけども、その策を進めていく上での財政的な担保というのが、どういうふうになっていくのかなというのが未知数の部分もあると思うんですけども、そういう点ではどんな議論がなされておりますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

皆様御存じのように今回の税と社会保障の一体改革によりまして、国が打ち出している子育て支援というところについては7,000億円の財源が充当されるということでございますが、現時点ではどういう形で詳細に配付・交付していくかということまではまだ情報がないところでございます。しかしながら基本的な部分、保育所及び保育に関する措置とか、それから児童手当とか、そういった基本的な部分はもちろん今までどおり確保されると考えておりますし、それから地域支援事業と

いう形で新たに子育て支援関係の13事業が創設されております。例えばその中には本市でも取り組んでいる妊婦健診事業とか、児童クラブとか、そういったいろんな事業がございます。ですので今後はその7,000億円の配付方法等を国の具体的な情報を得ながら市におきましても効率的に、かつ、各団体に公平・公正な形で配付・交付できるようにということで委員のおっしゃるとおり財源の確保はしなければならないと考えております。

○委員（植山利博君）

この会議の位置付けですけれども、今現在霧島市では先ほど説明の中であったように、霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会というのがあって、これが機能しているわけですけれども、ここも包含するので、この組織というか、この審議会はもう無くすんだと、それで全てがこの子育て会議に一元化するということですので、今までここが持っていた役割というか機能を全ていわゆる子育てに関する全ての機能をここで一元化するということになるかと理解するわけですけれども、その上で、第7条で子育て会議は審議のために必要があると認める時は、関係者の出席を求めてその意見もしくは説明を聞き、また関係者から必要な資料の提出を求めることができるということです。それと、まず設置のところでは子ども・子育て支援に関する施策を調査・審議するためにという表現になっているわけですよ。とすると霧島市の子ども・子育てに関わるあらゆる政策的なものに関与するということになるんですけれども、調査・審議してその結果として政策提言まで、いわゆる市の子育てに関わる施策の政策提言というところまで至るといような理解でいいんですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

この法の中の位置付けというところでの認識ですけれども、幼稚園・保育園の定員であるとか、今まで審議会にしていた部分とか、計画の部分、それから計画がどう進んでいるかというチェックの部分に関わっていただくということでもありますので、その中で方向性というのが、自ずと霧島市における保育・子育てのいろんなサービス等を含めたものの量だとか、質であるとかというのが計画の中に盛り込まれていきます。それ自体が方向性ということで考えていいと思います。後はその財源の問題とかいろんな問題で、それに沿っていけるかどうかというのが先ほど予算の面が出ましたけれども、その辺がうまくセットになって形になっていけばいいなというふうに考えておりますので、計画に関わるということはかなり形で施策・方向性のほうにも当然関わることになると思います。

○委員（植山利博君）

なぜこれを聴くかといいますと、これまでに適正配置審議会の中でいろいろ議論があったと。そして執行部のほうから、行政の方から諮問をされてきたその内容について、その諮問の内容が形成されている過程についての資料要求とか、どういう根拠に基づいてというような議論になった場合は、この審議会はそのところを議論してもらうのではないんだというような状況があったと、何のための審議会なんですかというようなことを直接耳にしたことがあるものだから、今度の新しい会議がこの条例によれば資料を求めて関係者を呼んで、執行部の中でその政策が形成されてきたも

のについても議論する場なんだということなのかどうか確認をしたかったわけです。それと同時にそうなってくると予算との関わりを言われましたけれども、議会との位置付けがどうなるのかということもあるものだから、その辺の整理を執行部の中ではこの会議の位置付けと、それを今度は議会としても政策提言をし、予算の議決をするわけですから、その辺のところとの関わりをどんなふうに整理をされているかということをお尋ねしておきます。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

議会にいろんな形で施策として予算がついた形でお示しする時に、なるほどなと言っただけのような議論の場というふうに考えております。こういう手続きで、こういう形で今度議案としてお出ししますというような過程を示せるような存在にならなければいけないのではないかなとそのように考えております。

○委員（植山利博君）

つまり政策が決定されてくる過程がつまびらかになるというような理解をしたいと思います。そうあるべきだという願いを込めてそう理解をしたいと思います。それと、平成27年度から動く計画を平成26年度中に策定するということです。これは当然法で規定された計画だという理解でいいですよ。新しい計画になるんだろうと思いますけれども。法によって規定されている計画を平成26年度中に作るんだという理解でよろしいですね。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

支援法の附則の中のこの平成27年というのは、消費税との関係でそこと連動しているものですから、消費税の時期が押した場合は遅れる可能性もあったんですけど、今その27年4月を目途と、ただし執行される前にその準備をすることができるというところまでうたっておりますので、準備の中には計画づくりというのも当然入っております。

○委員（植山利博君）

なぜこれを聴くかという、今議会の方でも新たに議決事件の拡大を行っております、今現在23本と言われる法と条例に規定される計画について、議会が必要と認めたものは議決事件としますよということで、これから動き出すわけですけど、この計画も当然そういう議決事件となるべく性格を持っているという理解でよろしいですね。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

はい、そのように理解していただいて構わないと思います。

○委員長（宮本明彦君）

先ほど霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会、これをやっておられますよね。これは今定員は何名で、このまま横滑りになる部分もあるのではないかなと危惧しているのですが、その辺のお考えは今のところどう変えていこうかなというお考えなのかお伺いします。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

前段のほうは今課長が調べて回答いたします。その適正配置審議会条例委員がそのままスライド

して、この子ども・子育て会議のメンバーにというお尋ねですけれども、我々としては先ほどから申し上げますように、今回は法の趣旨に従いまして、やはり子ども・子育てを取り巻く環境に関わる広い範囲からいろんな御意見を頂くということも考えております。ただし適正配置審議会委員のメンバーは当然保育協議会、団体の代表であるとか、幼稚園の団体の代表であるとか入っていらっしゃると思いますので、そういった方々は当然スライドして、委員にお願いしようという計画ではございますが、必ずしもイコールということにはならないと考えております。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

適正配置の委員は10名であります。

○委員（中村満雄君）

分からないことがたくさんありますから伺いますが、この第1条の2行目に子育て支援に関する施策を調査・審議するとなっておりますが、今までの審議会というのは、その課題があつて、市長のほうから諮問があつて、それを審議した上で喚問するとか、そういった手続きだったと思うんですが、ここで書かれているのは、こういった調査・審議というのは、この会議が自主的に行うわけですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

まず適正配置審議会とういのがどういう性格のものかということからお話しますと、幼稚園・保育園の定員を増やしたり減らしたり、新たに幼稚園・保育園を造るときに、この認可権というのは県が持っているんです。その県が認可に当たって市の意見を聴くという手続がありまして、市長が市長名でこの定員増については認める・認めたいというように出すにあたって審議していただく。適正配置の霧島市のこの場所に保育園ができるのが、今の状況でこれはふさわしいか、必要かどうかというのを審議していただくということでありまして、その中身とかの間接的なものという性格は持っていません。ですから、そのもう一步踏み込んだ形で今度からは、それぞれの自治体が、それぞれの計画のもとに必要なものを決め込んで認可権は県ですけれども、その中で必要かどうかというのを計画の中に決めるというような性格のもので、そのために必要な情報として、いろんな調査をしたりというのは、当然執行部も絡んでまいりますけれども、必要なものはそこで出して、それを基にどうだろうという審議をしていただくというような会になると思っております。

○委員（中村満雄君）

ということはその引き金を引くのは、この会議のメンバーではなくて、霧島市の市長なり執行部の方だということですか。このようなテーマで調査・審議をお願いしたいとか、そういった依頼をするわけですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

執行部というか、市のほうが出すのはこういった状況ですということをまずお出しして、今の状況がどういう状況なのかをよく委員の方に理解していただくというところから始まると思います。それで執行部としての意見も当然言うと思います。この部分は充足しているけど、この部分がちょっ

と足りていないとか、そういうことはお示しすると思えますけれども、その情報の中でこのサービスが足りないとか、この部分が行き届いてないかなというようにいろいろなニーズ調査などの結果もお示ししながら、そこで議論をしていただくと、そこで会の中の方向性というのが自ずと形作られていくという方向だと思っています。だから市の意見をそこで認めてもらうというような関係性ではなくて、我がまちのあるべき姿とそれから今の状況、そこにたどり着くための手段、それから予算が絡めば、時間、どれくらい掛けてというのも含めた会議の場というふうに考えていただきたいと思えます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

中村議員のおっしゃることは、この新たに設置しようとする付属機関がその都度市長の諮問に応えるというような形ではないのかというお尋ねで、それから自主的にということもあるのかということだと思いますけれども、やはり子ども・子育て支援法の第77条によりますと、皆様のお手元の4ページになりますけれども、市町村は条例で定めるところにより次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。諮問機関であるとやはり市長が諮問をしないとその会議が動かないということにはなるのではないかと思いますので、やはり新たなこの会議につきましては自主的に動いていただくということで我々は認識しておりますが、ただ実務上のきっかけは、やはり事務局のほうで会長に対してこういう課題・問題があるとか、そういう情報は提供して会議を招集いただくというようなことにはなるのではないかと思います。

○委員（中村満雄君）

第6条に会議の招集は、会長が招集するとなっています。ということはこの会長さんが、この条例の趣旨・ねらいに基づいて市長とか関係なく、招集することもあり得るという解釈でいいんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

条例の第6条の規定のとおり会長が招集するというので考えております。

○委員（中村満雄君）

この3項で子育て会議の議事は決するとなっていますが、決するということは、何かのテーマに基づいて私は賛成だ・反対だとかそういった動議がなされた上で賛否を問うということになっている、そのように読めるんですが、その結果をどうするかということに関する記載が見えないのですが、もっと言いますと、いわゆる審議会とかそういったのは喚問するというのがゴールのはずですが、この会議のゴールは何なんだろうということ、いわゆる議事は行った。その議事で決した事柄をどうするのか、何に反映させるのか、例えば市長に持って行くのか、執行部のほうに伝達するのかとかそういったところがちょっと明確に書かれていないと感じますが。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

今回の子ども・子育て会議でございますが、これは自治法上の話からいたしますと、これは付属機関でございます。つまり市長が委員の任命をいたしまして、その方々に対して先ほど田上課長の

ほうからありました、子育てのこういう問題がありますと、それについて意見を聞いて、調整をして、その方々の意見をもとに市長が今後、それに対してどうしていくかというのを考えていくための機関でございます。ですのであくまでもこの会議といたしましては、先ほど部長のほうからもありましたが、引き金としては最初、市のほうからこういう話をしてください。あるいはこういう問題がありますので意見をお願いしますということです。ですので最初のほうに付属機関の役割として書いてあります。この組織については、子育て支援に関する施策の調査を審議するという部分の役割でございます。それを頂いて例えば事務局あるいは市長のほうがその意見をもとに、今後どういう方法を考えたらいいかという方向になっていくという形でございます。ですのでそういう形でいろんな意見を頂きながら調査をしてもらう機関だと思います。

○委員（中村満雄君）

ということは、条例の第6条で決するとか、そういったのが例えば多数決でこっちでしたよというそういった提言がふさわしいのか、このような意見が出ましたよということそのままそっくりそれぞれの立場からの発言があったわけですから、それを挙げるというのがふさわしい機能ではないかと今の発言では聞こえるんですがいかがでしょう。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

条例の第6条の関係ですが、これは私の意見で言っているのか分からないんですが、議題の内容によっては、可否を問う場合があるということだと思います。先ほどの、もしかすると適正審議会の内容なりとか、そういう部分で例えば可否が必要な場合にはこの委員の方々に、それがいいか悪いかを出してもらうということだと思っております。

○委員（中村満雄君）

ということは形式的には先ほどお示した審議会みたいな形で諮問があつて、色々討議した上でその審議会で議決をとって答申する、そういった機能も持っているということでもいいわけですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

議員のおっしゃるとおりでございます。ただ先ほど小野課長も申し上げましたが、やはり合議制の機関でございまして、その都度協議の内容によっては賛否を決しないと市が判断できないものもございまして、先ほど議員の御指摘がありました、意見としてこの合議制の機関としては各専門からなる最高の機関だと思っておりますので、意見をお聞きして、市長はそれを厳粛・真摯に受け止めて、いろんな子育てに関する施策に反映するということになると思います。

○委員（中村満雄君）

そのような形でいけばいいのですが逆に言いますと、今、御答弁がありましたようなことをこの条例に明記する必要はないんですか。例えば先ほど植山委員がおっしゃいましたが、私も正にそのとおりだと思いますが、どこかでそのきっかけを今からではなくて、今回から例えば委員の募集ということで、公募を基本とするとかそういったことを明記する、この条例からするというような姿勢がないと、いつになっても検討しなすで終わってしまうのが素人の目から見たらそうとれ

ると、だからいっそのこと今回から公募を原則するということを明記するというふうに変えたいかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今の御指摘でございますが、先ほど申し上げましたように公募ということできちっと条例に規定した場合にもし公募がスムーズにいかなかった場合等、やはり条例に基づかない組織ということになってしまう可能性もありますので、その他市長が必要と認めるもの、そういったものにつきましては運用上公募でという形でさせていただきたいと現時点では考えております。しかしながらその公募という条例へのうたい込みについては全庁的な問題でもありますので、文書法制グループのほうとも検討させていただきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

公募するというのではなくて、私が申し上げているのは今おっしゃいますように公募したけれども人が集まらないとか、そういったことは当然考えられます。だから公募を原則とする、そうしておくとしながら公募に誰も応じていただけなかった場合はとか、そういった逃げがあるわけですから、取りあえずはきっかけとして公募ということ、公募を原則とするという文言を、何にも今おっしゃっている運用とかそういったこととは矛盾しないのではないかと、だからいっそのことどこかで執行部がこういった条例などをお作りになる時、今後検討します、検討した結果は2年先、3年先になるんですかと。そういったことがあるわけですから、私はいつもそう思うんですが、検討というのは何もしないということだと。だからいっそのこと今回から原則とするという文言を入れましょうということを積極的に動かれる。それを期待したいんですが。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

現時点では原則として公募とするというのは表現の規定へのうたい込みが条例でございますので、やはり議会での決定を頂かないとなりませんので、今回の場合は全庁的なことでもございますので、文書法制グループとも早急に検討させていただきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

それでは検討していただくということで、その検討結果というのは私も何回も色んなところを傍聴しているんですが、検討結果がぜんぜん分からないと、それは伝達くださいますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

はい、それは伝達できると思っております。

○委員長（時任英寛君）

今、植山委員、中村委員から公募ということで、その表現の在り方について全庁的な取組として検討するとございましたので、本委員会のほうで要請をいたしますので、本委員会に対してその検討の結果についてお知らせいただきたいと委員長のほうから申し添えておきます。

○委員長（宮本明彦君）

全く一から新しい計画を立案するというだけでもないと思っています。基本的にはきりしましく

すく子どもプランこれが基本になるという考えでよろしいでしょうか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

この子ども・子育て支援法の先駆けという位置付けに次世代育成の支援の計画・法がございます。こちらを受けて、霧島市もこの中に必要な大切な事業として、ほとんどの保育園の事業でありますとか、今行っている事業も目標値を立てまして、平成26年までにその目標値まで達成するように努力するような計画を立てております。次世代育成のほうは平成26年度までの時限立法でございます。その時限立法を受けて、この子ども・子育てはその子供から子育てができる世代広く支援しましょうという中から、この子ども・子育てのところをもっと詳しく、ぎゅっと縮めた形で、きめ細やかにやらなければならないという形で生まれてきたものでございます。ですから今委員がおっしゃったとおり、きりしますくすく子どもプランの更に具体的なきめ細やかなものというふうにお考えいただいて構わないと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案91号の質疑を終結いたします。執行部入替えのためにしばらく休憩します。

〔休 憩 午前10時48分〕

〔再 開 午前10時50分〕

再開いたします。続きまして議案第101号を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（森多美子君）

議案第101号について御説明いたします。本議案は霧島保健福祉センターに関する指定管理者を指定するもので、現在、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会におきまして市民に対する健康増進や福祉サービスの事業など様々な事業が展開され、また安全で安心な施設の維持管理に努めてきているところであります。今回、引き続き同協議会を指定管理者として指定することにより、当該施設の設置目的であります住民の健康づくりの推進と地域保健活動の育成及び福祉の拠点としての役割が發揮できると思われることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、引き続き同協議会に指定管理者の指定をしたいと考えております。

○委員長（時任英寛君）

執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

初めての方もいらっしゃいますので、少し詳しく御説明をお願いしたいというふうに思うんですけども、まずそれが第一点。二つ目に、年間利用者1万9,381人ということで、紹介をされているんですけども、この中で使用料収入を得ている金額というのはほんのわずかですよね。これがど

ういうときに使用料として算入されるということになっているのかも含めて御説明ください。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

私のほうからは指定管理者に関する基本的なことを説明させていただきたいというふうに思っております。この指定管理者でございますが、これは平成15年6月13日に地方自治法の一部改正により行われた制度でございます。それ以前につきましては、公の施設の管理につきましては、地方公共団体が出資をしている団体に限って委託ができたというふうになっていたところでございます。そしてその議論がいろいろ進みまして、やはり行政としては効率的で効果的な行政運営を進めなければならないのではと行政改革の観点からさらに公の施設であっても民間でできるものであればどんどん民間に委託をお願いした方がより効率的ではないかという議論から、この指定管理者制度というものが始まったものでございます。現在は霧島市でも多くの施設に公募による指定管理者の指定の方法と今回私どもがしようと思うものは、施設の目的に合った法人をこちらから選んでする直接指定の方法と二つの方法で行う形となっております。保健福祉部といたしましては、ほとんどが福祉施設でございます。つまりその施設が福祉あるいは保健のために必要な施設ということで、それに関する団体であったり、あるいは旧市・町からずっと引き継いだことも等もあるようでございます。そういう関係等も勘案しながら今回は社会福祉協議会の分を指定しているようでございます。また利用料金制の話もちょっと出たようでございますので、若干御説明をしておきたいと思いますが、今回の指定管理者に関して指定管理者の全体の話に入ります。今回の指定管理者につきましては利用料金制度というのもございます。これは指定管理者が利用に関して利用料金の収入をするという方法でございます。通常であれば市の財源のほうに入るべきお金を指定管理者の収入のほうに入れて、そしてそのお陰でいろいろな提案等をしていただいで、より効率的にさせていただく方法として利用料金制度を導入されているようでございます。ただし今回のうちの場合はこの利用料金制度はいたしてはいないところでございます。利用料金制度で行う場合につきましては、公募で行う方法と併せて行うのが通常のものでございます。説明がうまくいったか、ちょっと分かりづらかった点もあったかもしれませんが、以上で指定管理者の大まかな説明を終わりたいと思います。

○健康増進課長（森多美子君）

霧島保健福祉センターの使用料について申し上げます。保健センターの使用料については、市が実施する事業について使用料は関係ございませんが、個人のグループが利用するとか、そういうときには1時間につき240円の使用料を頂いているところです。これには使用料の減免というのがありまして、特に必要があると認めるときは使用料を減額あるいは免除することができるというふうになっております。平成24年度の使用料の収入額は9万4,320円となっております。利用者が1万9,381人、そのうちの減免をしたものというのが1万6,452人でございます。そしてどういうものに利用者があるかと言いますと、健康体操教室とか、個人のグループでやっている分、それから生協コープ鹿児島が利用したり、おたっしやエアロビクス、新地シニアクラブ、いろんな団体が利用しておりますが、その中で市が減免の対象となるものは申請があつて減免するという形になって

おります。色々個人のグループの利用も多いようでございます。施設が空いている市の保健事業とか福祉事業が入っていないときにはできるだけ、そういった利用者にも開放する形となっております。

○委員（宮内 博君）

分かりました。それで先ほど小野課長のほうからありましたように、使用料金収入制度の活用は今回、この指定管理については適用していないということであるわけですが、この施設の指定管理料というのはいかほどになっているわけですか。

○委員長（時任英寛君）

皆様方のお手元に指定管理料の一覧、これは平成25年度当初予算額ベースで資料をお配りしておりますのでお目通しをいただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

277万円というですね。それで今後5年間指定をしていくということになるわけですが、当然来年4月からの消費税増税というのが見込まれてくるということになるんですけれども、それと電気料金あるいは各燃料等の高騰とか、そういうものがあるんですけれども、その辺はどのような基本的な方向で位置付けがなされていますか。

○委員長（時任英寛君）

小野課長、総括的にすべての指定管理料をとっている部分について総括的にお述べいただいて結構です。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

ただいま委員のほうから、消費税の対応と光熱費がもし大幅に増えた場合の対応はどのように考えているかということですが、まず消費税の部分でございます。これは今回のこの施設に限ったことではなくて、全体的な話にもなっておりますが、私どもが今回の指定管理に関して、指定管理料の委託料といいますか、その金額を算定するに当たっては、事業所のほうから見積もりを最初に頂いております。その見積書の中で本年度要求の中で消費税5%とあるところを機械的に8%で計算をして、指定管理料の積算を来年度はしているところでございます。また光熱水費がもし上がった場合はということでございますが、平成22年の時に原油の高騰に際して大幅に上がった時があったようでございます。その時におきましては全体的な施設の考え方ということで、財政のほうの方針を出されました。そのときに行政としては、これだけは補填をしましょうというふうに財政のほうから基準を示されて、それに依じて行ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

本年度も当初予算で277万円ということですが、この算定基礎はどのようになっていますか。

○健康増進課長（森多美子君）

277万円の内訳でございますが、消耗品費19万円、光熱水費98万3,000円、修繕費10万円、通信運搬費21万6,000円、賃借料2万5,000円、デジタルの複合機です。それから教養娯楽費ということで、

テレビの受信料、それが大体2万6,000円、それから業務委託費ということで、センターの機械警備費、電気保管理、浄化槽管理、ごみ等の収集処分、あるいは消防設備等そのような業務委託費が108万2,000円、それと手数料関係が1万7,000円、備品購入費で6万8,000円、租税公課費6万4,000円、以上のような費用に充てて、それが試算となっております。

○委員（宮内 博君）

今の説明では人件費が出てこないわけですが、これはどんなふうにごどこで算定をされるわけですか。

○健康増進課長（森多美子君）

人件費についてはこの中には入っておりません。社会福祉協議会の事務所をそこに置く形で、その中で社会福祉協議会の仕事もされていらっしゃるということで人件費は算定に入っていないところでは。

○保健福祉政策課政策グループ 主任主事（野村 樹君）

霧島の保健福祉センターにつきましては、神の湯という霧島の健康増進交流センター温泉です。温泉と隣接している建物がございます。その関係上、神の湯の健康増進交流センターの指定管理者も現在のところ社会福祉協議会が指定管理を受けております。その関係上、社会福祉協議会、健康増進交流センターの指定管理料の中に含まれる人件費で保健福祉センターの人件費も兼務されているというような形をとっておりますので霧島の保健福祉センターのほうでは指定管理料の中に人件費は出てきません。その代わりに健康増進交流センターの指定管理料の中に人件費がございます。

○委員（宮内 博君）

併設をしているという関係上からそういうことになっているということでありまして、指定管理の指定をする場合の基本的な人件費の考え方といいますか、いわゆるワーキングプアと言われるような方たちをこのことによって量産をするというようなことになってしまうと、それは非常にまずい話だということなわけでありまして、その辺の基本的な考え方は指定管理をする場合どういうふうに議論をしているんですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

人件費の考え方でございます。これは私どもが指定管理料を積算する際の内容にも関わってまいります。その場合には指定管理者のほうから見積もりを徴しているところでございます。つまりその事業主の給料表なり、そういうのが使われてこちらのほうに要求が出されてまいりますので、その内容に私どもが要求して、指定管理料のほうで査定をされて予算のほうに計上されていくという形になると思います。

○委員（宮内 博君）

指定管理者のほうから見積りを提出してもらって、その上で決定するということですが、その見積りというのは一定のルールが執行部のほうから示された上で見積もってもらうということにしているんですか。見積もった金額がそのまま認められるということにはなっていないのではな

いかというふうに思いますけれど。

○保健福祉政策課政策グループ 主任主事（野村 樹君）

指定管理料の積算の仕方でございます。まず典型的なものを主に申し上げます。例えば光熱水費とか燃料費、そういったものにつきましては前年度・今年度の実績を基に翌年度の見込額というのを試算しまして、それで金額を大まかに算定しております。人件費につきましては、先ほど一部ありましたけれども、毎年大まかに前年度の実績というような形などで、人件費の基礎額といいますか、基になる額というはあるんですけども、基本的には社会福祉協議会のほうでこの業務に従事するにあたって、どの程度の人件費が適正であるかというようなことは判断していただいて、内部のほうでまず雇用の基準を定めていただいて、その雇用の基準に基づいて市のほうに人件費として予算の要求をしていただくというような形を取っております。ですので例えば温泉施設であれば同じ温泉施設を管理するのであれば、だいたい同じような金額というような形で社会福祉協議会のほうが積算をして要求をしていただいているというような形になります。

○委員（宮内 博君）

今の説明からすると、社協のほうから出した分については執行部のほうで例えば抑制を図るような指導するとかそういうのではなくて、社協から自主的に計算してもらったものを尊重して実行するという形で受けているという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

人件費につきましては、社会福祉協議会内部の賃金・給与に関する基準等に基づいて見積もりが出されるわけですが、例えば社会福祉協議会のほうでも給与等については、市の給与あるいは賃金を参考にさせていただいております。そういったことからやはり大幅に乖離がある、ちょっと高すぎるんじゃないかと、そういったものはやはり市の基準というものに合せて頂く必要もございまして、要求額がイコールそのまま予算額とならないこともありますけれども、基本的には社会福祉協議会の見積もりを尊重して積算をしております。

○委員（植山利博君）

まずちょっと確認をさせていただきますけれども、この手元にいただいている平成25年度指定管理一覧表当初予算額というこの資料は、委員長が求められて執行部から提出があったものなのかちょっと確認させてください。

○委員長（時任英寛君）

委員長が提出を求めました。

○委員（植山利博君）

今ここに議案として指定管理の議案がいくつか出ているわけですけども、この議案であれば、いわゆる指定管理料というものの記載は全部ないわけですね。それで例えば社会福祉協議会がこのこの議案第101号でいきますと、指定議案説明資料、2の③のところ受託施設数が国分総合福祉センターほか11施設で、受託総金額が1億989万9,299円と。というのは、これは平成24年度実績で

社会福祉協議会が受託を受けている11施設のトータルの金額だということなんでしょうけれども、この指定管理の指定についての議決をするにはいくらで指定管理料をするんですよという記載がないと判断できないのではないかというふうに、それも含めて審査をした上で議決をすべきではないかというふうに思うんですけど、すべての議案にその受託料の記載がないのはどういうことかと思うんですがいかがですか。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

[休 憩 午前11時14分]

[再 開 午前11時15分]

再開いたします。

○委員（植山利博君）

今休憩中に委員長のほうから説明がありました。私が何を言いたいかというと、その11施設の過年度分は記載があるわけですよ。だから今おっしゃったように平成26年度の予算がうんぬんという話はよく分かるわけです。だけど、なぜわざわざ参考資料として平成25年度分の11施設の合計の受託金額というのは書いてあるわけです。この11施設は全部今回の指定管理の議決をするには必要ないわけだから、個別のこの議案となっている指定管理料の平成25年度の実績を出せばいいわけですよ。ここに11施設の25年度分の合計が書いてあるのに、なぜこの議題となっている1か所の25年度の金額が出ていないのかということを知っているわけです。それでこれはそれを審査するために必要参考になる重要な資料だからそちらから出されたのかということのを最初に確認しました。それは委員長から求められて出たものと言われるから、どうしてですかと聞いているんです。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

私も植山議員の御指摘はそのとおりだと思います。この指定管理者の指定議案説明資料という書式が全庁的に統一されているということもありまして、このようになっていると思いますが、例えば指定議案説明資料、1の施設概要の⑧として、平成24年度指定管理委託料実績という形でも盛り込めばより分かりやすいと思います。ここはちょっと今回は議案としてもう出しておりますが、次回からあるいは他の施設についてもそのような意見があったということで、主幹であります行政改革推進課の方にすぐ話をしておきたいと思います。申し訳ございません。

○委員（植山利博君）

本会議の中で私は質疑をちょっと表現がうまく伝わらなかったんだろうと、私の表現もまずかったんだろうと思うんですが、本会議場で聞かれていた方はそういうことを言いたかったわけです。だからこれは最低限これぐらいの資料は必要だと思いますよ。

○委員（今吉歳晴君）

職員数185人、それぞれの例えば保健福祉センターに何人配置されているのか、あるいは健康交流

センターに何人の職員がいるのか、それから嘱託職員・パート、その辺の人員の配置までできたら、そして何人で運営されているのか、その辺まで聞けたらと思いますがいかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今の御意見も植山議員の御主旨と同じだと思います。この書式自体が2指定管理者の概要ということで社協の全体の組織人数を書いているところがございますので、ここも併せて1施設概要のところに書くべきなのか、ちょっとそこら辺は調査したいと思います。参考までにこの霧島保険福祉センターに関わる人数は、霧島の神の湯と合わせますと正職員・臨時職員合わせて15人となっております、うち施設管理に携わる職員数は8人ということになっているようでございます。

○委員（植山利博君）

これは議案第101号の議案だけに関わることではないんですけど、広く指定管理というのは本会議場でも言いましたけれども民間活力をうまく活用してサービスの充実とその運営コストのダウンをするんだと、そして自主事業の充実をすることによって市民サービスを向上するんだと、私はそういうふうに理解しております。そこでお尋ねをしますけれども、この社会福祉協議会・社会福祉法人という組織ですけれども、今は公益法人とか社団法人とかいろいろな法で枠組みのある団体があるわけですが、この社会福祉法人霧島市社会福祉協議会というのは、収益事業がどの程度できるものなのか、全くやってはいけない団体なのか、例えば公益法人も50%まではいいですよというような割り振りがあろうと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○保健福祉政策課保健福祉グループ主任主事（秋丸健一郎君）

社会福祉法人は、社会福祉法に基づいて成立している法人であります。主な目的といたしましては、社会福祉事業の実施であります。その社会福祉事業自体が元来収益性が低い側面がございます。その収益を補うために収益事業を行うことは認められており、その収益事業の収益を本来の目的である社会福祉事業に充てることは可能です。

○委員（植山利博君）

だからどれぐらい程度の収益事業が行えるのかと聞いているんですよ。例えば、総事業の中の例えば50%を超えたらいけないと、公益法人はそういう括りがあると思うんですよ。今観光協会とか、最近ですよ、平成25年度ぐらいから動き出したと思うんですけど、収益事業と公益事業の割合が何%までですよというような法的な縛りがあると思うんですけども、この社会福祉法人というのは、その辺があるものなのかどうなのかということをお聞きしています。だから今の表現では収益事業も可能だけれどもという表現でしたので、その割合の程度がどの辺までが許容範囲なのかと。もし分かっていたらお示しをいただきたい。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

社会福祉協議会はそもそもその設立当初につきましては、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織ということで発足しております。ただ、今御答弁申し上げましたように、社会福祉法に基づく社会福祉法人はまず収益事業も可能です。ただその収益事業のその法

人に占める何%とか、そういうきちっとした取り決めは私が今知る上ではないと思います。

○委員（植山利博君）

なぜこれを聴くかという、できるだけ指定管理というのは民間の活力・ノウハウをうまく活用して自主事業を充実させながら、市民のニーズを高める、コストを下げるということですから、社会福祉法人そのものが、やはり市ができない自主事業を積極的に行いながら、市民の皆さまのニーズに的確に応えるような事業を展開するということが求められていると思うんですよ。そして収益が上がったもので本来の目的である社会福祉の事業を充実させるということだろうと思うので、今後はその指定管理者が自主性を発揮して、できるだけ市民のニーズに応えられるような収益事業を行っていくということが活力のある指定管理につながると思うので、やはりそういう視点で今後指定管理ということも、もっと言えば更に一步踏み込めばもう民間に移譲ということも出てくるわけですから、そこら辺を視野に入れた事業の展開を求めたいと思うものでお聴きをしたのでありますので、意のあるところを組んでいただいて、今後の運営に努めていただきたいことを求めておきたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘ありがとうございます。御存じのとおり、本年4月1日から社会福祉法人に関する指導監査の権限が市に下りてまいりました。そういったこともありまして、ただ今議員の御指摘がありました、その社会福祉法人に対する指導・監査でございますので、そういった方面からやはり市としても働きかけを行っていきたいと思います。

○委員（今吉歳晴君）

年間利用者は1万6,000人で、減免対象者は無料ということですか。

○健康増進課長（森多美子君）

この減免者については、無料で使用許可したということでございます。

○委員（今吉歳晴君）

この団体というのは、市のほうに登録されている団体、この福祉センターに登録されている団体ですか。

○健康増進課長（森多美子君）

登録制とかそういうものではございません。個人のグループでも利用ができます。

○委員（今吉歳晴君）

団体というのは2人以上ですか。

○健康増進課長（森多美子君）

利用者というのは団体でなければならないということではありません。個人でも利用できます。減免の取扱いは公的なことを要するものとか、最近では食の文化祭が霧島保健福祉センターを使って開催されましたけれども、ああいいうNPOが実施しましたけれども、公共性のあるもの、市の食育推進に寄与するもの、そういったものは申請をすれば市長が減免を認めるという形になっており

ます。ただ、そこで個人的に過ごすとか、そういうことになりますとそういう対象にはならないという一応市の公共性を考えた判断をしております。

○委員（今吉歳晴君）

それぞれの事業所事業所で、それともボランティア福祉協議会全体の取扱いの中で。

○健康増進課主幹（安田ゆう子君）

先ほど数値を申し上げましたとおり、減免している団体等が多いというような形で数字上はなっておりますが、実際は市の事業でございますとか、民生委員会とか母子寡婦ですとか、ほとんどがやはりそういう保健と福祉に関わるような団体等が利用しているものによりますので、どうしても減免の数が多いということも一つにはございます。また、減免につきましては、社協のほうが事務局でありますので申請をいただいて、霧島の市民課長のほうで決裁を頂くというような形の流れをとっております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

誤解があるといけません、ほとんどの施設はそうですけれども使用料の減免につきましては、市長が特に必要と認めることとなっております。やはり社協の独自の判断ではないということで御理解ください。

○委員（中村満雄君）

今から先5年間を例えば社会福祉協議会に委ねるということですので、そういった意味で伺いますが、この社会福祉協議会はたくさんの施設の指定管理者となっているわけですが、それぞれの施設でこの法人について苦情とか、けしからんとか、そういった申し立てはなかったですか。

○委員長（時任英寛君）

中村委員、この議案第101号に関してだけで今よろしいですか。全体的なものが必要ですか。

○委員（中村満雄君）

実は全体的なことに絡むなという気持ちがあるんですが、この法人がこの社会福祉協議会がたくさんの議案の中に名前が記載されているということは、1か所でもあったら今後5年間を指定管理者として選定するにふさわしいか否かということですね。そうでないと、ただ単にこの議案を承認してくださいということに対してちょっと疑問があるなという思いからです。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

社会福祉協議会に限らず指定管理者につきましては、各業務の状況報告を毎月行うということになっております。その中で、やはり苦情があったものについては報告がなされます。それを見る限りでは社会福祉協議会がその現場として対応できるような苦情、例えば温泉の温度についてとか会議室使用のスケジュールが空いてないとか、そういったトラブルが多いようございまして、大きなトラブルというのはいないようでございます。

○委員（中村満雄君）

それは理解しました。つきましては、今回この指定管理者についてたくさんの議案があって、委

員長のほうからも植山委員のほうからも指摘がありましたが、先ほどのこういった数字について記載がないと、いかんどうかの判断ができないと、次回になるとあと5年先の話になる。それではとんでもない話だと。だから数字がないといいか悪いか私は判断できません。

○委員長（時任英寛君）

中村委員，先ほどありました議案としてもう提出され上程されております。今回，出し直しをしなければなりませんので，次回からはそのように検討をいたしますと明確に数字または職員数についても項目を設け，資料として添付をいたしますと早急に対応しますという答弁でございまして，今回9件の議案のうちが指定管理で見えておりますが，また次もその年数が消えるものについては順次その指定管理の議案が出て参ります。そこにはしっかりと反映させていただくということで委員会から要請をいたしておきますのでよろしいですか。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

[休 憩 午前11時32分]

[再 開 午前11時34分]

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ただいまの中村議員の御指摘は，先ほど答弁もいたしましたとおり，非常に重要な問題でございますので，全庁的にこの様式は採用しているものでございます。ただし，今回はもう議案として保健福祉部関係の指定管理議案は提出しておりますことから主幹であります行政改革推進課のほうにも提言を申し上げまして，次回というのは次の指定管理の期間が切れるものの議案もあると思いますので，早速そこからこういう説明ができないかまた申し送りたいということでございます。

○保健福祉政策課保健福祉グループ主任主事（秋丸健一郎君）

先ほどの植山議員の社会福祉法人の収益事業の制限について，補足で報告をいたします。法的な根拠につきましては，花堂が申し上げたとおり特に規制はございません。ただしこの社会福祉法人を当初設立の時に所轄庁が認可を行います。今霧島市も所轄庁になっておりますが，その認可に当たって留意すべき事項として厚生労働省が基準を示しております。その基準の中において収益事業の留意点がございまして，当該事業は当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地にあることが必要であり，社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないことというふうに基準として示されておりました。報告でした。

○委員長（時任英寛君）

確認いたします。結局その社会福祉法人としては法的に何%という収益事業の縛りはないけれども，その社会福祉法人の事業量を超える収益は認めないと，結局その事業量で必要とする収入の範囲と，このように理解すればいいですね。

○保健福祉政策課保健福祉グループ主任主事（秋丸健一郎君）

現在申し上げたものは、認可に対する基準でありますので、当初設立時において事業計画を出されれると思います。その際には50%を超える場合は認められないということでもあります。ただしその認可をされた後、指導・監査を年次に法人に対し行なっていきませんが、その際にも指導・監査の留意点として収益事業の規模が過大になっていないかということはチェックをする形でやはり国が示しております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませつか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございます。以上で議案第101号の質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

[休 憩 午前11時37分]

[再 開 午前11時40分]

それでは次に議案第96号、97号、98号、99号、100号を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

議案第96号から議案第100号までの指定管理者の指定について一括して説明いたします。この6議案は、長寿・障害福祉課、福山総合支所市民福祉課が所管する施設について、指定管理者を指定しようとするものでございます。まず、議案第96号の霧島市牧之原老人憩の家につきましては、現在社会福祉法人霧島市社会福祉協議会におきまして、高齢者等に対する福祉増進をはじめとする各種福祉事業が展開されているところであり、引き続き同社会福祉協議会に指定することにより、各種福祉サービスの充実が見込まれることから、引き続き同協議会を指定しようとするものです。次に議案第97号の霧島市国分障害者福祉作業所につきましては、「特定非営利活動法人コスモス園」を、議案第98号の霧島市単人障害者福祉作業所につきましては、「特定非営利活動法人単人障害者福祉作業所」を、議案第99号の霧島市障害者福祉作業所あいご園につきましては、「社会福祉法人霧島市社会福祉協議会」を、議案第100号の霧島市障害者福祉作業所わかばにつきましては、「特定非営利活動法人単人わかば会」を指定管理者にそれぞれ指定し、引き続き障がい者等とその家族の方々が、生き生きとした日常生活が送れるように、その能力に応じて社会性適応訓練や生活指導と社会福祉の普及・啓発など、障がい者等のニーズを反映した管理運営を継続しようとするものです。

○委員長（時任英寛君）

ただ今執行部から、議案第96号、97号、98号、99号、100号についての一括説明が終わりました。まず議案第96号から質疑に入りたいと思います。

○委員（宮内 博君）

指定管理料の資料がありますが、委託料として135万2,000円ということになっております。この

内容をちょっと示してくださいませんか。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

申し訳ございません。平成25年度の予算ベースでの資料を現在持ち合わせておりません。後ほどお答えしたいと思います。

○委員（宮内 博君）

内訳については後で頂くとしまして、本施設の建築年度は昭和49年と。建設してからもう40年近く経過をするわけでありますが、これらの施設の在り方、今後5年間指定管理を継続するという議案になるわけでありますけれども、老朽化が進むそういう施設について、どのようなその基本的な考え方を全庁的に持っているのか、その辺をちょっとお示しただけませんか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

実は昨日も今宮内議員が御指摘のような課題に対する庁内会議がございまして、公共施設マネジメント計画というものを、今財務課のほうで作成中でございます。その中でもやはり特に築30年以上を経過する建物についての維持管理等が非常にかさんでまいりまして、それらを中心に現在改修・統廃合とかの検討を行なっているところでございます。ちなみにこの福山の施設につきましてはかなり古くなっておりますことから、今後は全庁的にこの公共施設マネジメント計画の中で方向性の議論をしていくということでございます。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

1点目の質問事項であります。平成25年度の事業費の内訳についてお答えいたします。まず人件費としまして30万4,000円、それから事務費としまして手数料が4,000円、事業費の支出としまして消耗品費が2万7,000円、光熱水費が26万円、燃料費が1万9,000円、修繕費が10万円、通信運搬費が5万8,000円、手数料が8,000円、業務委託費としまして55万7,000円、NHKの放送受信料としまして1万5,000円、合計で135万2,000円の予算でございます。

○委員（宮内 博君）

人件費30万4,000円ということでありますけれども、これは年間予算ですから、どんな形で支出するという事になっているのかというのを御紹介いただきたいということと同時に、年間利用者が1,601人ということで紹介をされているのですけれども、かなり老朽化をしている上に利用状況も大変厳しい状況にあるということで、先ほど部長のほうからは、老朽化施設については全庁的な協議に取り掛かっているということでありますけれども、この施設についてはどんなふうな議論をしているんですか。新しく建て替えるとか、改修するとか、そういうことで臨もうとしているのかどうか。その辺も含めて。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

この牧之原老人憩の家は皆様方も御存じかもしれませんが、高齢者の方々が集われて、サロンとかそういったものが行われたり、それから併設している配食サービスの調理場もございます。そういったことから、改修についてはその二つの部分、憩いの家の部分と調理場の所を考えていかなければ

ればならないわけですが、調理場についてはやはり、いわゆる東部地区の拠点でもありますことから、当面は今のままということで維持改修・維持管理はしていくと考えております。本体である憩いの家については、現在大きな改修をすとか、そういった計画はしておりません。ただ先ほど申し上げました今後は全庁的にその公共施設マネジメント計画の中で個別具体的にはやはり議論をしていかなければならないと考えております。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

人件費の内訳でございますが、非常勤職員の給与でございますが、週4日の2時間の勤務で1時間単価が740円の52週分ということでの積算になっております。

○委員（植山利博君）

これはさっきの話にもつながってくるんですけども、この指定管理は今議案として挙がってきているわけですから、管理者と今の事業者と来年以降に向けての5年間の指定管理をという協議はもうされていると思うんですよね。その際にいわゆる指定管理料、このことも触れられていると思うんですけども、概算予算としては平成26年度もこの135万2,000円、これと似たような数字を提示されているんですか。予算をお持ちだと思いますが。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

平成26年度の予算は、現在では予算要求額になるんですけども、総額で153万6,000円の見積もりを提出いたしております。

○委員（植山利博君）

それで、25年度の実績からすると、18万円ぐらい増えているわけですが、これは当然様々な要因があって、そうなっているのかなと思います。向こう5年間ということですので、平成28年度以降についても試算をされていますか。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

5年間の基本協定ということでございますので、平成26年度につきましては一応今申し上げましたとおりの額でございますが、平成27年度以降につきましては年度協定ということになりますので、指定管理料につきましては、その年度年度で定めていくということになっております。

○委員（植山利博君）

試算をされてないですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

指定管理というその管理のいわゆる契約につきましては5年ということで考えております。ただ管理委託料につきましては、やはりその年度年度の予算を議会で議決いただくということもございまして、債務負担行為ではございませんので、単年度単年度の予算計上となりますが、今のところは大規模な改修等ない限り、ほぼ今のような額で推移すると考えております。

○委員（植山利博君）

この施設の開放時間と言いますか、利用可能な時間はどういうふうになっていますか。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

利用時間につきましては、平日月曜日から金曜日につきましては、午前8時15分から午後5時までとしております。申し訳ございません。ただいま申し上げましたのは職員の勤務時間帯でございました。施設の使用時間につきましては条例の中で午前8時30分から午後5時までとなっております。休日は次のとおりとするということで、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から同月31日まで、並びに1月2日及び同月3日と市長が特に必要と認めた日ということで規定しております。

○委員長（時任英寛君）

ちょっと確認をします。先ほど宮内委員の質疑で、人権費で非常勤の職員が週に4日2時間、52週1時間740円で計算をした人件費が30万4,000円ということでございますけど、今課長が申された勤務時間帯、月曜日から金曜日の午前8時15分から午後5時という勤務時間帯がございますが、先ほどの人件費とこの勤務時間との整合性について確認をいたしたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

この牧之原老人憩の家は、いわゆる霧島市社協の福山支所も兼ねておりまして、そこに支所長がおります。その支所長が兼務することから、そちらの人件費はこの指定管理料には含まれていない社協の人件費として処理されていると考えます。

○委員長（時任英寛君）

もう1件確認いたします。先ほどの人件費につきましては、老人憩の家の業務委託分の人件費と、このように認識すればよろしいでしょうか。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

例えば、先ほど審査をした議案第101号は人件費が発生していないんですね。それで今回はその業務委託の部分の週4日2時間という形でその人件費の手当をしていると、その指定管理の施設の状態によって違うんでしょうけれども、その辺の統一性は図る必要はないんですか。1回1回審査の中で職員人件費があるのかないかと、個別具体的に確認をしないと分からないと、だから指定管理をする場合は人件費はそちら持ちですよというような状況で、同じ条件でやらないと指定管理の質もしくはボリューム見えてこないような気がするんですけどいかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど申し上げましたように、霧島市社協の各支所で取り組んでいらっしゃるそれぞれの支所ごとのいろんな事業というものもございまして、その事務事業量に応じた職員の配置あるいは勤務体制がなされているということから、やはりそれはなかなか同じような指定管理料の中で統一した考えというのは、現在のところ難しいところです。しかもいろんな市の委託事業というのもほかにございまして、例えばデイサービスの委託とか、そういったものの中でも人件費をみれる部分もあっ

たりしますので、そういった国・県補助の効率的な活用、あるいは介護保険からの利用というものもごございますので、統一したことで賃金を定めていくということは今のところはちょっと困難のような気がしております。

○委員（宮内 博君）

先ほどのこの老人憩の家がオープンしている日数というのは年間で今おっしゃったのでいきますと300日くらいになるんですか。日数はどれくらいですか。なぜこれ聴いたかという、全体で年間の利用者が1,601人でしょう。200日としてほしい1日8人という数ですよ。ですから非常に少ないということがあるものだから、もうちょっと地域の人たちがこの施設を利用できるような、施設の老朽化も一つは影響をしているだろうというふうに思いますけれども、その辺のことはどうなんですか。新しく指定をするに当たりまして、どんなふうな議論をしているのかですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほどの議案の中でも御指摘がありますとおり、やはりそこは地域における福祉の拠点ということもありますので、今御指摘のようなこと、例えば高齢者に対するいろんなサービス、そういったものを牧之原老人憩の家でもできないのか、そういったことはやはり指導・監査する立場の上からも、さらには指定管理というお願いをすることからも、やはり今からは協議をしていかなければならないと思っております。今までは具体的にはしていないところです。

○委員（宮内 博君）

5年間の事業を継続するということがありますから、やはりそういった一つの節目のところで、やはり改善の方向をきちんと示してもらおうということも含めて執行部のほうからも取組をしていたかどうかということをお願いをしたいと思っております。せっかくある施設が十分に活用されていないということではないかというふうに思いますので、そのところはぜひお願いしておきます。

○委員（植山利博君）

同じような観点での質疑になるわけですが、施設を有効活用するという意味からも土日の利用を求められているというような状況はあるのか・ないのか。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

土日あるいは祝日等の利用希望ということでございますけれども、今現在はそういった希望等がきている事実、声もこちらには来ておりませんので、今の平日の利用形態でそのまま継続していいのかなというふうには感じております。

○委員（植山利博君）

ではちょっと違う観点から。業務委託料55万7,000円積算されておりますけれども、どのような具体的な事業の委託をされていますか。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

委託料につきましては、施設の警備の委託、それから消防施設の設備の委託、電気設備の関係の委託、それから浄化槽、それと施設の庭というか植栽物の剪定とか除草とかそれらの委託料でござ

います。

○委員（植山利博君）

ここの施設を活用して、気軽に休息・憩いの場となるような施設運営ということですが、具体的に例えばこういう事業を、私の業務委託というのはそういう発想でお尋ねしたんです。こんなことをここでやっているんですよというようなことはないわけですか。具体的にはどういう利活用がなされているのか。

○福山総合支所市民福祉課長（溝口 税君）

指定管理者であります霧島市社会福祉協議会のほうで事業としましては、いきいきサロン事業、それから元気まなび高齢者通所介護予防事業とか、元気アップ高齢者通所介護予防事業というようなことで介護予防の事業に年間を通して取り組んで頂いております。

○委員（植山利博君）

先ほどから宮内委員にしても、私にしても言っていることは、これはほかの指定管理ともつながるんだけど、今まで市が管理運営していたものを民間に指定管理をして委ねているわけだから、そこで民間の感覚でいろんな事業を利活用をしながら、自主事業を導入して、その地域の方々のその対象となられる方々がうまく受益を受けるような、サービスを受けるような、もしくは使い勝手がいいような利用形態になることが指定管理のそもそもの目的ですから、例えば今までは市が管理運営をすれば、土日が休みとか祭日が休みとか、年末になったのを現実に指定管理をした結果として、土日も使えるようになったとか、いろんなサービスが高まった施設もあるわけですよ。この施設もそういう今まで市が管理運営していたより以上に地域の方々が使い勝手がよくなったり、いろんなサービスを受けられたりするような使い方になっていくような知恵と工夫を事業者と指定管理委託をしている市とが、やはり連携を取りながら進めていくということが求められているわけですよ。ですから年間135万2,000円という額で言えば、そう大きくない額であるけれども、やっている以上はやはり地域の方々の寄り所となるような安全で気軽に休憩・憩いの場となるような施設運営を目指さなければいけないわけですから、そういうような取り組みを続けて欲しいという思いで議論しているので、今後そういうような方向で取り組んで頂きたいということを指摘しておきたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘ありがとうございます。そのとおりでございます。冒頭小野課長のほうから申し上げたこの指定管理制度そのものが、民間のノウハウを生かして、住民のサービス向上、そういったものにもつながるという利点もございますので、そこらの観点からやはり、この指定管理委託料を投じていながら年間の利用者が多くないということはやはり反省として捉えまして、議決を頂ければ、早速具体的な話を指定管理者ともしていかなければならないと思いますので、その場できちっとお願いしたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

議案第96号について質疑はほかにございますか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、議案第96号の質疑を終わります。休憩いたします。

[休憩 午後12時10分]

[再開 午後 1時10分]

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第97号についての質疑に入ります。

○委員（植山利博君）

議案97号ですけれども、障がい者の自立支援という側面も持っているだろうと思いますが、職業能力に応じた職業訓練という側面もあろうかと思えます。現場でも少しお聴きをしたんですけれども、この作業所で職業能力に応じて職業の訓練の面もあって、自立して行って民間の事業者等へ就職をしていったというような例があるのかどうか確認をさせて下さい。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

まず民間のほうに就職していったかということについては確認しておりませんが、この事業者に関しては、平成18年の障害者自立支援法ができてから、それまで小規模の福祉作業書という位置付けでありました。自立支援法ができて、そういう小規模の事業所という福祉作業所というのが、やはり自立支援法にのっとった給付事業のほうに移行しなさいというような指導があったと思えます。その中で終了継続事業B型というのを、今されていますけれども、A型というのは通常の民間企業のほうへ就職するという前提でありますけれども、B型というのはなかなか難しいということでB型のほうを選択されておりますので、非常に一般の企業にというのは難しいというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

そうしますと、固定的にと言いますかね、長い間そこで作業続けるということですが、一番長い方も20年くらいというのを現場でちょっとお聴きをしましたけれども、あそこで通所されている方々の次というものをどんなふうに把握をされていますか。例えば通所されているけれども、だんだん歳をとってできなくなるとか、若しくは障がいの程度が途中から厳しくなって、今までできていたけれどもできなくなったとか。そういう様々な、増えたとか、減ったとか、新しく入ってくるとかいう状況はあろうかと思えますけれども、その辺の事情を少し数字的なものが分かっていたら。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

どういう形で推移しているかというのは、ちょっと把握しておりません。ただここに通所されている方15名ほどいらっしゃるという話を聞いています。それと平均年齢が約39歳ということで、やはりある程度平均年齢そのものは引き上がっていくのかなという思いがあります。なぜかといいますと、この場合は知的障がい者の施設なんですけれども、似たようなところで溝辺の温泉

センターの近くにあいご園という施設があるのですけれども、そちらのほうは、ほぼ高齢化しております。ですから本当に就労支援というよりは、どちらかという介護サービスのデイサービスに近いような支援の仕方なのかなと。ただ、ここの国分障害者福祉作業所のほうはいろいろと作業されて、それなりの賃金というか、月1万5,000円ほどもらっていらっしゃるという話を聞いております。そういう状況でございます。

○委員（宮内 博君）

ここの指定管理料は0円ということで、ほかの施設も同じような形になっているんですが、これ一定のこの規制というのが掛かっているんですかね。その例えば指定管理料として出して、例えば今おっしゃったけれども、私も聞きましたけれども、だいたいそこに通っている方たちの収入というのは1万円から1万5,000円とかですね、そういう低いものですがけれども、その辺の改善に役立てるといえるかな、そういうことっていうのは法律的な縛りがあって難しいわけですかね。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

まず、この4施設の成り立ちですけれども、一括ではないんですが、隼人わかば会というのと隼人障害者福祉作業所、国分につきましては国分障害者福祉作業、溝辺のほうで言えばあいご園という知的障がい・精神障がい・身体障がいと。その成り立ちの中で先ほど話をしましたように、小規模の作業所だったわけですがけれども、これはやはり基本的に一般企業で働くことが困難な身体・知的・精神障がい者の働く場として、障がい者の家族やボランティアの手で運営されてきた施設でございます。それを運営そのものは、そういう方々だったんですが、施設そのものはやはりそこまでは難しいということで、公の施設になったという経緯があります。それと先ほど指定管理料に対するの予算措置というのはしていないわけなんですけれども、あいご園を除いては障害者自立支援法の中の就労支援のB型というサービスを提供して、自立支援給付費で収入というのは入ってきます。その中で運営というのはできますので、それは職員の人権費等に充てていると。それと先ほど話がされています作業に対する収入の支払というのは、それはあくまでも作業をしていただいた障がい者の方々にお支払いをする。そういうものでございます。

○委員（宮内 博君）

後から議論をする隼人の障害者福祉作業所だとかいうような所、そういう所は施設整備費を市のほうで計上して清掃整備をするというようなこともあったんですが、今日見させていただいた国分の障害者福祉作業所についても施設はそんなに新しくないですね。出入りの所はストーブを設置しているというような状況があったんですが、その辺については計画的に市として、これらの施設についての整備計画とか対応策とかというのはどんな議論をしているのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

個々、具体的には指定管理者等の常に連携を図りながら、いわゆる指定管理者からこういう所の改善をしてほしいというような要望を聴きながら予算要求をお願いして進めているところです。ただ、総合的な例えば建て替えとか大規模な改修については午前中の御答弁で申し上げたとおり、市

の公共施設マネジメント計画も今策定中でございまして、その具体的な議論には入っておりません。ただ今日の視察の中で、やはり古い建物であって、出入口から、即、廊下になっていると。そのような状況も聞きましたので、また私のほうも現地を見て、どういった改善をすべきであるか。そしてそれは具体的に予算化していくにはどうしたらいいか。すぐ取り掛かなければいけないなと思っているところです。

○委員（中村満雄君）

かなりお歳を召していらっしゃる。ということは平均年齢がそこで39歳ということになると、新たに入りたいという人、例えばこういった知的障がいを持った方には失礼な話ですけども、新たに生まれていくわけですよ。ああいった施設に入りたいという方を収容しきれないという状態が恒常的に起こっているというふうに思えるんですが、その辺はいかがなのですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

まず障がい者に対するこういう施設ですけども、障害者自立支援法ができる前ですが、授産施設とか、限られた施設しかございませんでした。でも障害者自立支援法が施行されてから、障がい者に対するサービスということをやとして行う事業所というの相当数増えてまいりました。先ほど話をしました就労支援のB型のサービスを行うような事業所というのかなり増えてきておりますので、ここだけがそういうサービスを行うということではございません。そういうことからこの事業所に人間が殺到するかということではなかろうかなというふうに考えているところです。

○委員（中村満雄君）

ということは霧島市内にこういったNPO法人とか、こういったのではない別な形のこういった障がい者に対する、当然国庫補助とか支援事業ということをおっしゃっていますが、そういったことで営んでいらっしゃる施設があるということですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

今、ちょっと数は把握しておりませんが、ある程度あります。

○委員（中村満雄君）

ということは、そういった所は例えば施設の建設費とかそういったものを含めてその事業者が補助金とかそういったものを使っているのでしょうか、自ら調達されたという話ですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

今議員がおっしゃるように、国のそういう事業等がございます。その中で民間といいますか、NPOであったりとか社会福祉法人であったりとか、結局法人の所が自ら施設を造られて、そういうサービスを行っているといこととございます。ただ、四つのこの施設については先ほど話をしましたように障がい者の家族の方々が、そういうサービスが無かったがために就業の場をなんとか確保しないといけないということで運営された経緯がありますので、その辺はまた御理解いただければというふうに思います。

○委員（中村満雄君）

後でも結構ですから霧島市内に、いわゆるこの4施設と同様な施設がどれくらいあるかということと、今のこのコスモス園の収容人員が今定員20名ということのパンフレット頂いたんですが、全体的な収容できる人数、そういったことと、先ほどのこの施設が昭和60年に建設されていて、そういった点では老朽化していくと。ということは今部長の方は市の費用で立て直しとか、いろんな補修とかそういったことを検討する対象に成り得るとおっしゃったのですが、逆にこの4施設以外の民間の施設の場合はそういった補修とかそういったのは自前でやっていたらいいということですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

自前でやっています。

○委員（中村満雄君）

それは理解しましたけれども、となると例えばこの4施設は言ったらその施設を「市の所有物ですけれども貸してあげますよ」、「指定管理ということでありますけれども指定管理料というのは市は支払いませんよ」、「後はそのいろんな費用というのは自立支援事業からのほうで賄いなさいよ」とそういったふうに受け取れるんですが、ほかにもありますが民間だった場合はそこを払い下げるとかですね。そういったことの検討とか。別に冷たいことを言っているわけではなくて、ほかの民間施設でそういった形で成り立っている、そうだったらこの4施設も、そういった事業が必要であるということは強く認識しますので、そういった形で「あなたのところでうまくやってよ」という考え方というのは成り立たないのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

結論を申しますと成り立つと思います。と申しますのも、やはり公共施設の今マネジメントを策定しておりますが、そういった先ほど申しあげました改修とか、統廃合も視野に検討しております、それからまた譲渡ということも考えられると。しかもこの4施設につきましては、ただ今まで御指摘であるとおりの障がい者の方々のための専用の施設になっておりますので、そういったことは有り得ると思います。ただそういった運用していく費用・指定管理料等が補助金の中には入ってきませんが、そういったものとの関連もございまして、それで足りるのかそういった検証は十分しないとしないとならないとます。

○委員（中村満雄君）

当然国の補助金ということで、その施設の例えばその改修とかそういったものに対しても補助金がつくはずですよ。だからもし仮にこのNPO法人が自前でやるとなったときに、この何割かのその補助金で改修できるんじゃないかというに受け取ってよろしいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今のところは公設民営ですけれども、それが民営化、言葉が悪いかもしれませんが、そのNPO法人等に移譲した場合には、民設民営となりますので、現在の制度上は国の補助もあると考えます。

○委員（中村満雄君）

この4施設以外の民間でおやりになっているところに対して、例えばその施設が無責任なことをやると、例えば障がい者を引き受けていてすし詰めすとか、補助金をピンハネすとかですね、そういったことに対する監視とか、そういったのは霧島市は関与されるんですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

施設の監督権となりますと県になると思いますので、県のほうがそういう指導をしていくことになろうかなと思っております。

○委員（植山利博君）

施設整備とかに国・県の補助が入ることなんですけれども、運営については運営補助はどういうふうになっていますか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

後もって話をしますあいご園につきましては、こちらのほうから補助的なものと人件費的なものは差し上げておりますけれども、今のこの国分のことにつきましては運営費関係はこちらのほうから支払っておりません。

○委員（植山利博君）

国・県もないということでもいいんですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

国・県のほうもございません。

○委員（植山利博君）

そうすると、ここの運営に当っての収支というものは、市に対しても国・県に対してもこの事業所としては収支を公開すとか、決算を出すとかいう義務はないという理解でいいですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

NPO法人なので、市の共生協働推進課のほうに1年の決算うんぬん出されて、それは情報公開の対象にもなっております。

○委員（植山利博君）

それでは運営の資金としては、ここで作業をされる方々が実質九州タブチとかいろいろ事業所があると聞きましたけれども、そういう所に製品を納入して対価を頂くと、通所される方々には月1万円か1万5,000円報酬として支払われると。その差額が運営資金として充てられるというような理解でよろしいですね。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

先ほど来、話をしていますように就業支援のB型の事業所なので、それは自立支援の給付費という形で、これは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1持つ事業所でございますけれども、そのお金が入ってまいります。その中でそのお金を基にして指導員といいますか、指導されている方の人件費に充てたり、光熱水費に充てたりとか、それはそのB型支援事業の給付費で賄われてお

ると思います。それとあと九州タブチさんとか、あとお菓子の箱売りとか、そういうので得た益金については作業された障がい者の方に還元されるという仕組みになっているようです。

○委員（植山利博君）

そうすれば結果としては国も県も市も運営全体に対する支援をしているということですよ。であれば当然その運営の内容、経営の内容はNPO法人がNPO法人として出すと同時に、市もその監督権なり国も県も持っている。ですから決算とか、その運営の経理上のというのは監督、中を見る権限があるというふうに理解しますけれども、市に対してはないんですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

先ほども話をしましたけど、まずNPO法人の認可ですけれども、確か霧島市内にNPO法人をつくるとなれば霧島市に申請して認可されるというふうに私は理解をしています。それに対する毎年の決算とか中身については強制監督権である共生協働推進課のほうが管理されるので、そこに書類を毎年出されるということだと理解しています。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第97号に対する質疑を終わります。続きまして議案第98号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

先ほど議案第97号では現場で送迎についてはタクシーを利用するという説明を受けたのですが、乗人のこの施設、確認をさせていただきますがJAあいらの本所に隣接する施設でいいですよね。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

今、植山委員が質問されたとおりで、ちょうどJAあいらの本所と家畜市場の間にある施設であると認識していただければと思います。

○委員（植山利博君）

送迎についてはどういう手法をとられていますか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

ちょっと調べさせてください

○委員（宮内 博君）

この説明資料の中で建築年度が平成元年というふうになっておりましたが、確か4年ぐらい前に建て替えをしていますよね。それが事務所だったと思うのですが、それが書かれていないものから一つはその確認でありますけれども、まずそこからお願いします。

○障害福祉G長（福永義二君）

大変失礼いたしました。平成20年度、21年度に繰越明許した事業がございました。事業費で1,468万円、事務所の建て替え及び食堂の屋根改修工事というのをやっているようです。

○委員（宮内 博君）

中心的には今日見に行きました国分の作業所と同じように菓子折りの箱はやっていませんけれども、九州タブチからのパルプ関係ですね、それが収入になっているわけですが、大震災以降、九州タブチのほうも大変仕事量が多くなっているということではありますが、働いていらっしゃる方たちの受け取っている賃金はやはり同じような状況で推移しているのですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

聴き取りしましたところ、まず水道配管資材の検査・組立等の作業ということで、平成24年度の事業収入は600万円ほどあったということです。月額の仕事の工賃というのは、ここはかなり高くして平均3万1,000円程度というふうにお聞きしております。

○障害福祉G長（福永義二君）

中村議員の先ほどの御質問。霧島市内にB型の事業所がどのくらいあるか。あるいはその利用定員は何人かといった御質問にお答えいたします。霧島市内にはB型の事業所が8か所ございます。利用定員は合計いたしまして106名となっております。

○委員（中村満雄君）

市のこのような施設を使っていらっしゃるこの四つの施設と民間が八つということで合計12か所あるわけですが、入所したいという希望者はどのようなふうにして入所申し込みをするのか。例えばこの4か所はもう見た限り、まず入ることはできないだろうというふうに思うんですが、例えば中学校を卒業して高校にいらっしゃるかどうか分かりませんが、そういった状態からこういったその施設に入りたいという希望があったときですね、その希望する方はどのようにして入所されるのか、例えば市に相談してやるのか、ここにこういった施設に赴いて、個人で赴いて入れてくださいよっていうのか、その辺はどうなんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

それは御家族の方が直接行かれる場合もあると思います。それと行政の福祉事務所のほうに来られて相談される件もあると思います。それとあと一つはそこのハローワークのちょうど入口のところに生活就業支援センターという、そういう障がい者や精神障がい・知的障がい・身体障がい、3障がいに対して、就労と生活支援全般の相談をされるという事業所がございます。そういうところを通じて、要は障がい者の方がどんな生活を送りたいということをまず僕らもお聴きして、そうであればこういう施設がいいのではないかとこのを相談に来られたらそういう受け答えをしている状況でございます。

○委員（中村満雄君）

先ほどそのコスモス園ですか、それと日当山西光寺の所とは給料が倍違うと、そういった場合に「あっちが高いからあっちに入れて」と御家族の方は当然思われるかもしれませんがね。給料が違う根拠とは何かとか、もちろん仕事の質とかそういったのがあるかもしれませんが、その辺の統一性とか、「あちは比較的軽い人が入るのよ。こっちはそうでもないのよ」とかそういった

基準があるのかそこら辺も含めて教えてください。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

四つをひっくるめて話をします。今話が出ています隼人障害者福祉作業所ですけども、基本的にまず身体障がい者の方。知的障がい者の方も少しいらっしゃるのかなと思うんですけども、そういう障がいの方が対象ということで運営がされた経緯がございます。それと今度は隼人の庁舎の駐車場敷地内にある隼人わかば会ですけども、この施設は精神障がいの方が主に作業をされております。それと先ほど見ていただきました国分障害者福祉作業所ですけども、ここは知的障がい者、それとあいご園のほうも知的障がい者ということで、自立支援法ができて3障がいは一律に扱うということなんですが、やはりその障がいの内容とかが違うとなかなか難しいところもあるかと思えます。そういうことで自分の障がいに対してどういう支援をこの施設がしてくれるのかということをお聞き・親御さんなんかは話を聞かれて、サービスを受けられると思いますので、その対価が多いか少ないかというよりも、そういうことを主に考えられるのではなかろうかというふうに考えております。

○委員（中村満雄君）

隼人のこれは身体障がい者ということで、向こうも聴きますとタブチのバルブ関係の単純な作業だと。私大阪にいますときにNPO法人でちょっといろいろ関わっていたことがあるんですけど、身体障がい者の場合例えば片手がないとか、でも頭は切れるとかそういった方もいらっしゃって、そういった方に対して、税金を払わせろという乱暴なことをおっしゃる竹中ナミさんという方がやってらっしゃるのがあって、かなり全国的に有名なのですが、そういった方に対して情報処理の知識を付けてもらって、その上でそういった仕事を恒常的に当てがって、給料をもらって税金を納めなさいというそういった動きがあるのですが、そういったことについては霧島市とか鹿児島県ではどうなのですかね。御存じないですか。

○障害福祉G長（福永義二君）

霧島市内にe-ワーカーズというNPO法人立ち上がっております。そちらの方が情報処理を、主に精神がい害の方々にとというふうに聞いておりますが、就労を目指して特にそういった情報処理を使って、就労を目指したいという方に対しては、各事業者さんとの架け橋となって、情報処理のトレーニングをした上で在宅ワークであったりとか、あるいは一般の就労につなげる架け橋を今、進めていらっしゃるようです。

○委員（植山利博君）

今この隼人の西光寺のこの障害者福祉作業所は通所の条件を、例えば隼人居住とかいうようなふうにされておりますか。というのは先ほどもらったコスモス園では対象者を1のところ霧島市国分に居住し、かつ通所可能なという記載があるのですけれども、隼人が例えば隼人に居住しというようなくりがあるのかどうか確認させて下さい。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

ここの隼人障害福祉作業所の方に確認したところ、今、霧島市の障がい者の方が17名、あと他市町ということで、始良市の方が1名ということで18名通所されているということをお聞きしております。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 午後 1時50分]

[再開 午後 1時53分]

休憩前に引き続き会議を開きます。

○障害福祉G長（福永義二君）

隼人障害者福祉作業所に通っていらっしゃる方の通所手段ですが、御自分での運転、公共交通機関でのバス等での通所、中には御両親の送迎というような形であるというような返事を頂きました。また、こちらのほうに平成12年4月1日から平成13年3月末日までの隼人障害者福祉作業所の活動の分があるのですが、活動計画書と書いてある貸借対照表に近いようなものなのです、受取寄付金が2万4,000円となっておりますので、寄付のほうは受けてはいらっしゃると。内容はこういったものか分かりませんが、実績はあるということでございます。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

植山議員が他市の方も受け入れるかということなんですけれども、まず隼人障害者福祉作業所のほうは始良市のほうから1名受け入れていらっしゃいますので、霧島市外からも受け入れるということでございます。それとわかば共同作業所のほうも霧島市の障がい者が38名、他市・町が16名、合計54名ということなんで、ほかの所からも受け入れていらっしゃるということでございます。あとあいご園でございますけれども、あいご園のほうは平均年齢が65歳で6名程度が通っていらっしゃるみたいなのですが、溝辺地区の方が5名と横川地区の方が1名ということで、ここは他の市からの通いはないというふうに理解しております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので議案第98号に対する質疑を終わります。続きまして議案第99号についての質疑に入ります。

○委員（植山利博君）

ここへの通所手段はどうなっていますか。

○障害福祉G長（福永義二君）

社協の委託職員による送迎となっております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第99号に対する質疑を終わります。続きまして議案第100号についての質疑に入ります。

○委員（植山利博君）

ここの通所手段はどうなっていますか。

○障害福祉G長（福永義二君）

こちらも施設職員による送迎がメインと聞いております。

○委員（植山利博君）

最近NPO法人がこういう仕事を担うという方向が結構多いわけですが、ここのわかば会についてはそのような動きはないのですか。

○障害福祉G長（福永義二君）

こちらは昭和61年に精神障害者家族会といった所が当初の作業所を設立されておられますが、る経緯を経て平成16年12月にはNPO法人化されております。

○委員（宮本明彦君）

今は指定管理料もなく、国の自立支援のそっちの給付が主だということなんですが、経緯としては基本的に4園というのは市が直接関与していたから指定管理になったよという受け止め方でよろしいのですか。先ほど平成16年にNPOになってというようなお話もありましたけれども、そのときに市が関与していたから指定管理に変わったという理解でよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

例えばあいご園で話をしますとあいご園は平成3年に溝辺町の手をつなぐ親の会、知的障がいの会なんですけれども、ここがまず設立しております。平成4年に個人の所有地に作業所を設置されて、梨とかぶどうの箱を折ったり、いろんな農園の作業とかそういうのに従事されたような話を聞いています。それと平成15年に現在地に福祉作業所が完成しているのですけれども、これは溝辺町の社会福祉協議会のほうに補助をして社協が建てたような形、処理になっていると。そして平成20年にやはり施設の管理上非常に難しいということで、社会福祉協議会から霧島市へ寄附採納という、そういうことで経緯がたどってあります。後の3園についてもそういう就労支援的な立場の中から、そういう障がい者の家族の方が立ち上がってやってこられたわけですが、館までを造るというのはなかなか難しかったのではないかなというふうに思っています。そこのところは旧町とかである程度施設を造って、就労の支援をしたというふうな経緯ではなかろうかというふうに考えております。

○委員（宮本明彦君）

今のお話を伺っていると、民間でできたものをある時点で市が建物を造るとか補助を出して関与したと、そこから市が運営するまではいかないんでしょうけれども、ある程度の支援をし始めて基

本的には市が管理していた物だから何年か前から指定管理として指定をするような形になったという理解でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

議員がおっしゃった理解でよろしいと思っています。

○委員（宮内 博君）

隼人わかば会については、以前は民有地の所で作業所みたいなのがあって、木工細工みたいなのを作っていらっしゃったんだけど、このわかば会から陳情書なども出されて、そして隼人の庁舎前のこの駐車場の一角に市のほうが施設を整備するという経過をたどっているわけですけれども、先ほど霧島市内に民間のあと五つの施設があると、106人が利用しているということであったんですけども、今後このわかば会のようなケースが見込まれるようなところというのは今のところないのですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

今のところはこちらのほうにも相談とかは来ておりません。

○委員（宮内 博君）

施設の状況とかそういうところは、そんなに老朽化が進んでいるとかそんなことではないと。当面施設整備で市が修理をしないといけないというようなことにはなっていないという話ですか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

今うちの3事業所を含めて八つの施設を見させていただいているのですけれども、このうち三つが社会福祉法人の所でございます。あとはNPO法人でされている所もありまして、施設ですけれども、新しく建てられた所もあります。建ててそういうサービスを実施されている所もありますし、あと実際民家的な所を改築とか、そういう形で運営されてる所もあります。そういうことで基本的に先ほど話をしましたように障がい者の自立支援の給付費で支払っていくような形になっておりますので、施設のことでどうにかしてくれないかというようなのは今のところ入ってきておりません。恐らく何か新しいものを造るとなれば、国費があると思うのですが、それは直接だと思っております。

○障害福祉G長（福永義二君）

直接のお答えになるかどうか分かりませんが、隼人わかば会さんは私どものほうが指定管理でお願いをしている建物のほかに2階建ての建物を持っておられます。御存じでしょうか。2階建ての建物のほうが平成23年度に障害者自立支援基盤事業という補助制度を使って、御自分たちの力で建てた分です。私どものほうは関与いたしておりません。そういった事業がございますので、そうです2階建ての分ですね、今お弁当を売ったりしている所、そういった事業を各社会福祉法人とか、あるいはNPO法人は活用して今後をされていかれるのではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど知的障がい者の施設とか、身体障がい者の所の施設の方たちが受け取っている賃金という

のは1万5,000円から3万円ぐらいということでしたが、今この施設は少し御紹介があったように弁当とかそういうものも作ったりしているようですけれども、実際人数的には50何人と先ほどおっしゃいましたけれども、どんなもので収入を得ているのかその辺を教えてくださいませんか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

一応54名というのは登録者数になるのかなというふうに思います。1日平均の通所者というのは大体16名程度というふうにお聞きしております。それとあと作業内容でございますけれども、平成24年の事業収入でリサイクル事業ということで、アルミ缶やビン類や古新聞、こういうものを集めて取引先のほうに買い取ってもらうような事業をされていまして、これが約48万円程度、それと農作業ということで野菜をつくったり、これは恐らくこの事業をされている施設長の田んぼとかを借りたりして野菜づくりや、あと野菜をつくったものをスーパーへ出荷して、健康茶の加工とかそういう物をエコープとかタイヨーとかそういう所に卸して207万円程度と。それとあと箱折、菓子箱の折りということで、これが36万円程度ということで、月額の作業工賃としては、この場合は8,000円程度というふうにお聞きしております。

○委員（宮内 博君）

収入を得る手段として苦労しているというふうに思うのだけれども、そういったものに対して市としての関わりといいますか、例えば新しい収入を得る手段を手助けするとか、紹介するとかですね。そういうことについての連携はどういうふうにしていますか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

その辺のところはこれから市といいますか行政の方も関与していかないといけなくなっております。できるだけこういうところで生産されたものを購入したり、例えば弁当なんかを作っていますけれども、そういった弁当なんかの購入とか、そういうのがある程度方針というのを作っていかないといけないということでございます。そういうことで自治体のほうも関与していかないといけないということです。

○障害福祉G長（福永義二君）

先日、障害者優先調達推進法というものが成立いたしております。私どものほうもその方針を早く立てなさいということで県からやいやいせつつかれておりまして、3月ぐらいを目途にやらなければいけないかなというふうに考えているところで課内では話をしているところでございます。では何ができるのというところについては調査がこれからでございますので、安定的に例えば弁当が何十個出せるとか、あるいは他の者が、例えば名刺を作れるから名刺を何人分なら毎月受けられるとかというところはこれから調査をしなきゃいけないものですから、その辺も含めて優先調達になるべくつなげられるような形に持っていきたいと考えております。

○委員（中村満雄君）

個人で行政に頼らず、例えば知的障がい者とか身体障がい者に対する支援をされている方を私は何名か霧島市内で知っているんですが、そういったことに関しては把握してらっしゃいますか。例

えば補助金なんか要らないよということで、自分でそういった活動をしていらっしゃる方は把握してらっしゃいませんか。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

把握しておりません。

○委員（中村満雄君）

何でと私聴きましたところ口を出してほしくないからだ。独自にやったほうが障がい者のためにもなると確固たる信念でやってらっしゃるみたいなんですけどということはお伝えしておきます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほどの宮本議員の御質問の中で市が従来から関与していたから指定管理ということにつながったということで、御指摘のとおりということで申し上げましたが、若干補足しますと、指定管理者制度は御存じのとおり自治法の改正によって、従来公の施設の管理は直営または管理委託ということでされていたものが、直営または指定管理ということになったわけでございまして、そういったことから従来管理委託をしていた施設について、主に指定管理者制度をとっているわけでございすけれども、その指定管理をする場合の判断につきましては現在管理している団体、これは当時のいわゆるの管理委託をしている団体の設立経緯や社会的役割を考慮した場合に現在の団体が引き続き管理運営することが望ましい場合ということもありまして、あいご園の中で一例を申し上げましたが、やはりどの施設も設立当初がその障がいのある方々の保護者・御家族の方々の団体がそういう要望がございまして、何とかしてさし上げたいということで、各旧市・町でも造った施設でございまして。そういった経緯もございまして、委員の御指摘のありました旧市・町からずっと関与していると。それが指定管理につながっているということで御理解いただければと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので執行部に対する質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

〔休 憩 午後 2時15分〕

〔再 開 午後 2時20分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

議案第96号霧島市牧之原老人憩いの家の私の賃金との関連の答弁の中で一部訂正がございまして。霧島市社会福祉協議会の福山支所の支所長が維持管理は兼務しているのと申し上げましたが、福山支所には社協の職員が9名おります。支所長だけではなく9名おりまして、うち施設管理が今回の関連で賃金のことを申し上げました1名でございました。

○委員長（時任英寛君）

それでは次に議案第83号から議案第103号までについて執行部の説明を求めます。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

議案第83号について説明いたします。この議案は隼人保育園の民営化に関するものでありますが、本市では隼人保育園を皮切りに保育園12園中、牧園と横川の3園を除く、9園について平成26年度から随時民営化を進めることを本旨とする保健福祉施設民営化実施計画を昨年度に策定しました。この実施計画に基づき、これまで議会への説明をはじめ、隼人保育園の保護者・職員への説明会を実施するとともに、有識者等5名で構成する霧島市立保育園民営化選考委員会を設置し、民営化に関する募集要項の作成や選考基準の設定のほか、応募法人によるプレゼンテーションなど、プロポーザル方式による公募により移管法人の選考を進めてまいりました。今回の公募につきましても、霧島市内で保育園の経営実績がある社会福祉法人に対して説明会を実施いたしましたところ、参加のあった4法人中2法人から応募があり、うち1法人が選考委員会で選考されました。市はこれを受け、同法人を移管先として11月29日付けで協定を結んだところでございます。このようなことから、隼人保育園の民営化を実施することから同保育園を廃止するため今議会に霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正議案を提出したところでございます。なお、経営移管は平成26年4月1日を目指しておりますが、万が一、移管手続きが遅れることとなった場合に備え、本一部改正条例の施行日を「公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日」として規則委任しております。次に議案第93号について説明いたします。民営化に伴う隼人保育園の土地・建物については、移管先への譲渡を基本方針として不動産鑑定評価を行ったところ土地評価額6,600万円、建物評価額1,700万円でありました。庁内で検討の結果、土地は評価額どおりで有償譲渡、建物は無償譲渡とする決定をいたしました。建物については移管日の現状をもって引渡すこととする条件としており、昭和55年の竣工で建築後33年を経過し、経年劣化が随所に見られるほか、直近3年間の修繕費に約1,400万円掛かっており、今後も修繕費等の経費投入が見込まれることから無償としたところでございます。議案第94号、95号及び103号の指定管理者の指定について、一括して説明いたします。この3議案は保健福祉部関係各課が所管する6施設について指定管理者を指定しようとするものでございます。議案第94号において国分総合福祉センター、保健福祉政策課所管でございます。及び隼人総合福祉センター、これは隼人福祉課所管でございます。議案第95号において牧園老人福祉センター、これは牧園総合支所市民福祉課所管です。議案第103号において溝辺ふれあい温泉センター、これは溝辺総合支所市民福祉課所管でございます。横川健康温泉センター、横川総合支所市民福祉課所管です。及び霧島温泉健康増進交流センター、これは霧島総合支所市民福祉課所管の指定管理者を指定しようとするものでございます。これらの施設はすべて、現在、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会が指定管理者として施設等の管理や子育て支援や高齢者等を対象とする福祉増進に関する各種福祉事業を展開しており、引き続き同社会福祉協議会を指定することにより、各種福祉サービスの充実が見込まれることから指定管理者に指定しようとするものです。指定の期間はいずれも平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。以上で

説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（時任英寛君）

ただいま説明が終わりました。お諮り致します。議案第83号及び93号は関連性が非常に高い議案ですが、一括して質疑に入りたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

よって議案第83号及び議案第93号の質疑に入ります。

○委員（中村満雄君）

私はその協定書ということに非常にこだわりを持っている人間です。11月29日付けで協定を結んだとなっておりますが、具体的にこの協定の内容というのの概要を教えてくださいませんか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

今回の隼人保育園の民営化に関します協定でございますが、主な内容を御説明いたします。まず、今回の雇用と保育園につきましては市から建物及び土地を譲渡するという契約に通常の契約に関する部分とあと移管の日程を平成26年4月1日にするという内容。あとその建物なりそういう土地の所有権移転に関する内容。あと事務手続きに関する内容。あと事前の手續、これは保育所の運営に引き続きしていただきますので、その引き渡しまで間にいろいろ手續なり、あるいは隼人保育園からのいろいろな今までの経緯等がありますので、そういうものも含めて引継ぎをしていただくような意味の事前手續等を定めております。あと損害賠償の関係等を含めて協定書の内容としているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ここで隼人保育所をはじめとする九つの保育所、それから養護老人ホームの民営化、様々議論をしてきたんですけれども、条例として出てきたのは今回が初めてということになるわけです。それでいくつかこれまでの懸案事項について改めて確認をしておきたいことがあります。まず一つは霧島市が行いました保育園の民営化についてのアンケート調査がありますよね。そこで保護者の方たちの中で現状が変わることはできるだけ避けてほしいと、変化に対応するのはこの大変苦しいということに代表されるような不安の声というのは寄せられていたわけなんですけれども、しかし私どもも勉強会をしようということと呼び掛けをしましたけれど、おいでになったのは秋丸さんが一人でした。それで霧島市が実行した説明会も2人ぐらいしか来ないというようなことで10月の末だったかあったんですけれども、本当に関心が薄いというのかな、そういうことをつくづく感じたわけでありまして市が呼び掛けた説明会以降、どんな取組をしてきて、現状に至っているのかというのを保護者の皆さん方の反応も含めて、少し時系列に説明をしてもらえませんか。

○保健福祉政策課, 政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

隼人保育園の民営化に関しまして保護者の皆様への働きかけについてお答えをいたします。まず平成24年8月9日でした。市の民営化の実施計画についてすべての保護者の方に文書の配布をいたしております。平成24年10月28日、隼人保育園の保護者の説明会を行っております。この際の参

加者が2名でありました。それから11月27日保護者の方に民営化に関するお知らせと題しまして、その保護者説明会の際の様子をお伝えする文書を配付しております。それから12月8日、第2回目の保護者の説明会というものを開いております。参加者が4名でありました。この2回目を行うに当たりましては事前にその参加についてというようなアンケートもとって日程も調整いたしましたが、やはり参加は少ない結果となっております。それから12月21日に再度その2回目の説明会の様子をお知らせしております。それから年が明けまして平成25年5月13日には隼人保育園の民営化に当たっての御意見を募集しますということでアンケートをとっております、その結果についても配布しております。その後8月9日、このときに民営化に向けてのスケジュールについて、9月17日には民営化の応募状況及びプレゼンテーションを開催する参加の呼び掛けの文書をそれぞれ配付しております。10月13日にこの応募されました2法人によりますプレゼンテーションを開いております。その際に保護者の方への参加もいただきまして18名の保護者の方が参加をしております。なお、この18名と別にこの民営化の選考員として保護者の方が2名参加をいただいておりますのでその2名の方も合すると20名参加をいただいております。プレゼンテーションを行いましたあと選考委員会において選考を行った結果を10月24日にお知らせを保護者の方にしております

○委員（宮内 博君）

プレゼンテーションを行ったときが20人の参加ということで、それが直近の保護者が参加する機会が多かった催しというふうになろうかと思うんですけども、5月13日に改めてアンケートをとっているわけですが、実際、以前とったアンケートの中で声が寄せられたのは子供たちの環境が変わることに対して本当に心配だとそういう声があったわけですけども、それらの関係についてはどのような回答がその後寄せられているんですかね。

○保健福祉政策課, 政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

本年度行いましたアンケートについてですが、隼人保育園の民営化に向け皆様から御意見を募集しますということで、幾つかの部門に分けてお尋ねをしております。まず保育についてです。保育についての中にはどちらかといいますとこういうことをしていただきたいと、教育をもっと幼稚園のようにしていただきたいとか、あるいは礼儀正しいことをしつけてほしい。病後児保育をしてほしいというようなことが挙げられております。次に保育時間・休園日についてという項目をお尋ねしております。こちらにつきましてはもっと長く開けてほしいという御意見もありましたが今まで通りでもいいというような御意見もありました。職員体制についてということで御意見を頂きました。その中では民営するならば職員体制は現状維持以上でありますとか、先生方はどれぐらい残ってどれくらい外部から入ってくることになるのか、子供たちは慣れている先生の方が保育所での生活がしやすいと思うので、できるだけ変わらないことを望むというような御意見がありました。それから給食・食育についてということで御意見をいただきました。その中では給食は今のままバラエティにとんでバランスのとれた給食を続けてほしい。給食はいつも良い食材で調理してくださるので感謝しています。今のままでお願いしますというようなことが寄せられました。次は行事等

についてですが、行事は特に増やさなくてよいが遠足に子供が喜ぶ場所をしてほしいとか、お遊戯会は毎年の行事で楽しいイベントですが、お遊戯室が狭いとかいうような御意見が寄せられました。それから保護者会について、こちらは保護者会は年1回程度でよいというような御意見。あとその他としては子供共々初めての保育園なので良い環境であってほしいというようなことがありました。それとあと御質問も同時に頂きました。その民営と聞きましたが、運営だけを任せるのでしょうか、きれいさっぱりと土地・建物などすべてを売却してしまうのでしょうかと。指定管理なのかそれとも完全な譲渡なのかという質問、それから保育料についてどのようになるのかという質問、それから行事のお土産や子供たちへのプレゼントなども変わるのかというような質問が寄せられました。

○委員（宮内 博君）

アンケートの結果は分かったんですけど、私が申し上げたのは、今秋丸さんのほうで御紹介があった中で職員の方たちが変わるということについてのやっぱり相変わらず不安の声が寄せられているということも確認できるんですけど、ほとんど今隼人保育所も含めて、公立保育園に勤めている保育園の保育士の方たちは、皆さんが臨時職員であっても嘱託の方であっても保育士の資格を持っている。そういう人だというのはこれまでの議論の中でも確認をしているところですが、あり方検討委員会では最低3分の1については譲渡先に身分を移管するようにというふうにしているわけですね。全体で当時106人の保育士がいらっしゃったんだけど、そのうち68人が3年以上の勤務経験のある人たちだったわけです。それで今回の民営化の中で影響を受ける嘱託職員・臨時職員の数と今回のこの隼人保育所の身分保証はどんなふうに検討をしているのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

宮内議員のお尋ねは、そういうアンケート結果に基づくこちらの対応ということだと思うんですけども、隼人保育園につきましては、保育士、園長を含む保育に携わる職員が平成25年11月現在で27名、うち保育現場に携わる保育士は正職員が4名、うち園長が一人です。あと調理員の職員がおりますが。ということは保育士として現場に直接携わるのは22名おります。その人たちに、これはもう議決をいただいている状態ですけども、職員確保のためには内々で意向調査というものもしなければなりません。その意向調査に応じて、移管後も残ると回答したのが20名おまして、結果的には過半数以上残るということで我々は想定しているところでございます。ただ先ほど申し上げました正職員については民営化されればそこにいることはできませんので、ほかの園への異動ということが考えると思います。

○委員（宮内 博君）

現在のところ二十二、三名うち20名は残るというふうに希望しているということでもありますけれども、希望する職員はすべて雇用していただくというのが本年2月4日に行われた民間保育所への民営化に関する説明会の中で確認されていますよね。そのところは今回民営化を引き受ける社会福祉法人もその会に参加をしているんだけど、そのところはそういうふうに社会福祉法人との間

でも確認をしているということで理解していいですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

その社会福祉法人のほうでそういうふうに理解をしていると思っていただいてよろしいと思います。

○保健福祉政策課, 政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

今回、隼人保育園の民営化について募集要項作成しております。このような条件で民営化をしますというところがありまして、この中で児童への影響を考慮し隼人保育園で現在勤務する職員のうち就労を希望する者についてはすべて移管後の園で採用することというふうにまず募集の段階で示しております。これを受けまして今お手元に協定書のコピーをお配りしたかと思いますが、この第6条、ここでこの募集要項における条件を遵守するという形で協定の中に位置付けております。

○委員（宮内 博君）

加えて説明会の中では、正規職員の雇用、一定数については正規職員として雇用をしてくださいということも条件としているわけですが、その件についてはどういうふうになっていますか。

○保健福祉政策課, 政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

今申し上げました募集要項の中で、おおむね過半数は正規職員を配置することというふうに条件として位置付けております。現在27名の職員のうち正規職員が5名の22名が臨時職員という形でしたが、今回採用をこの臨時職員の中からされる分と、あと現在正規職員を配置していた分を当然他から補う形になりますが、そこと合わせておおむね過半数正規職員でということが条件となっております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ただいま秋丸が申し上げました職員数が正しい職員数でございまして、先ほど私が申し上げましたのは訂正いたします。臨時職員・調理員等を含めて現在隼人保育園の職員数は27名、うち正規職員が5名で22名が臨時職員、そのうち20名が移管保育園の移行を希望していると、以上訂正させていただきます。

○委員（宮内 博君）

今部長のほうで訂正の回答をされたのは、先ほど保育士27人とおっしゃいましたけれども、確認ですが、調理現場の人たちも入っているという話ですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

そのとおりでございまして27人の全職員のうち、22名がいわゆる保育現場に携わる保育士、5名が調理関係の職員ということです。

○委員（宮内 博君）

先ほどの説明の中で建物については無償譲渡をするということで提案がなされているんですけど、直近3か年の修繕費1,400万円掛けて修繕をしているということですよ。それで現状のままで無償譲渡するということになるのかどうか、まずその確認。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

先ほども御説明したんですが、現状のままで譲渡するというところでございます。

○委員（宮内 博君）

これは本会議でも少し議論をした背景があるんだけど、今回この改正児童福祉法の中で従来の保育園等の整備については、4分の3の事業費補助があったわけだけれども、改正児童福祉法第56条の2第1項の規定があったわけですが、それが改定をされて、この補助事業がなくなったわけですよ。それで状況も変わってきているんだけど、その辺はこの間どのような議論をしてきたわけですかね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ただいまのお尋ねはいわゆる安心子ども基金かと思えますけれども、確かに平成27年4月から施行される子育て支援法、あるいは関係の法律によりますと宮内議員がおっしゃるとおりその制度は廃止ということになるようですか、先般、先ほどの議案審査の中でもお答えしました消費税と社会保障の一体改革に伴う国の子育て支援の予算というものの中に、それに代わるもの、制度というのを構築するという考えも入っております、その改正法の附帯決議の中には、その旨きちっと記載されているところでございまして、その後どのような具体的な方向で、安心子ども基金に代わるような制度が出てくるのかはまだ情報が入っていないところですが、我々としてはその附帯決議を含めた形で今回の子育て支援の一括交付金の中に組み込まれるものと期待しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの話に戻りますけれども、正規職員として過半数は採用するということをや請しているということでもありますけれども、その方向性はきちんと示されていて社会福祉法人のほうも確認しているという理解でいいわけですね。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

そのとおりでございます。先ほど担当のほうから話がありましたけれども、今現在意向調査がされて、その後4月1日以降に実際は雇用契約を結んでする形になるかと思いますが、その後これから先今言われたような形でされるというふうに思っているところでございます。

○委員（中村満雄君）

協定書の内容は契約書ですよ。お題目は協定書になっていまして、ところが1条では信義を重んじなんてこういった言葉、要らないことが書いてあるなと思ってですね。要は損害賠償まで書いてあるのはこれは不動産の契約書と一緒にだと思っておりますが、その認識でいいですか。

○保健福祉政策課, 政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

その認識でよろしいと思います。

○委員（中村満雄君）

この協定書で、この業者が辞めたといったらどうなるんですか。取りあえずこの払下げを受けて、

保育所を営んだ上で例えば2年先、3年先辞めたとなったときにどうなるんでしょうかという質問です。

○保健福祉政策課, 政策グループ主任主事 (秋丸健一郎君)

本協定は移管の手続等について定められておりますので、この中で移管後についてはその調査等のことのみ定めてありまして、その後の対応についてまでこの中ではうたっておりません。

○委員 (中村満雄君)

うたっていないと言っても現実に市の財産を有償・無償で譲渡として、逃げられた時のことを考えるのは当然じゃないですか。そうでなかったら、こういったのがあるから市民はあんまり変化を求めないというふうになるんじゃないですか。いかがでしょう。

○保健福祉政策課長 (小野博生君)

基本的に今回の民営化ですが、社会福祉法人としてずっと保育園を運用されていらっしゃる方でこれから先もされる見込みのある方だと思っております。ただし万が一辞めたというのではなくて何らかの事情で例えば法人が解散しなければならないということはあるとは思いますが、そういう場合でございますが、この法人の定款のほうで解散した場合の規定が定められております。ちょっと読みますと、解散、この法人が社会福祉法46条第1項第1号及び第3号から第7号までの改選を理由に解散するとして、もしその場合財産が残った場合が多分問題になるかと思えます。その財産は解散した場合における財産は総理事数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。つまり別な社会福祉法人のほうに移っていきますよという形になると思えます。そのまま保育園は別な社会福祉法人に引き継がれることになるかと考えております。

○委員 (中村満雄君)

言葉ではそうなると思いますが、こういったのをしっかり書いておかないと。世の中というのは例えばよくあるのがAという会社がBという会社にいった、私が経験したところですが、社長が同じであるのに違う法人だから法人の人格も変わると、だから引き継ぐ義務もないよとか。当然、だからこの場合万が一のことを書くのは当然ではないですか。

○保健福祉政策課長 (小野博生君)

今言ったのは社会福祉法の中で定められていく部分でございます。ですので法の中でそれは決められた分であります。

○委員 (中村満雄君)

市民にとって何が重要かという、この保育園が継続的に運営されることが重要であって、確かにその法人が変わろうと同じ条件、若しくはそれよりも良い条件でその保育園が継続運営されるということが市民にとって望ましいことである。その点はよろしいですね。ということはそれが不安に感じられるようなことが記載されていると、これは私が要求したから出てきたわけですけども、そうでなかったら市民の方々がそういった点に関して不安に思うと。例えば一番上の子供が入っていて、2番目、3番目も当然入れると思っていたのに、ある日2年先、3年先にここが変わったと。

その時に募集要項も変わったとかそういったことを懸念されていらっしゃる。そこに関して市のほうは責任を持つのですかということ。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

基本的に保育所の場合は措置制度でございます。申し込みは市役所のほうで行って、市役所の法から例えばどちらのほうに入りなさい、入ってくださいという形をとります。この保育園が募集をするわけではございません。基本的には措置ですので、あくまでもその措置でなっております。だから社会福祉法人という指定を受けた時点でそれがずっと担保されるというか、そういう方に対して法人格が許されているところでございますので非常に御心配されることもあるかと思いますが、そのようなことは非常に法人が変わったからどうこうというのはちょっとないというふうに思っております。

○委員（中村満雄君）

全国にそのような事例はありませんでした。

○保健福祉政策課, 政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

全国までは把握をしておりますが鹿児島県でその社会福祉法人が破産による解散というのはないと聞いております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今お尋ねのもとになるのは、隼人保育園の民営化に伴うことでございますけれども、中村議員の御指摘は市内の現在運営されている社会福祉法人が経営する保育所に全部言えることでございます。そういう方が一を考えますと課長も申し上げたとおり、保育に欠ける児童を措置するのは市町村の責務でございますので、市の保育全体としてやはり考えていかなければならない具体例を挙げますと、ある保育園が閉鎖に追い込まれた場合には保育協議会なり、あるいは公立保育園なりで協議をして、その保育できない子供たちをどうやって引き継いでいくのか、そういった議論になってくると思います。

○委員（中村満雄君）

民営化ということは、その経営の姿勢とか方針そういった、この場合ですとこの社会福祉法人ですか、その判断に委ねられるわけですよ。その経営の仕方がまずくて借金を抱えてしまった。だから例えばここで霧島市から買い受けたその土地を担保にとって、よその法人のものになりますと。ということは財産が残っていればとおっしゃいましたけれど、財産が残っていなかったときはその保育園に通っている人たちはよそへ行けと、結果としてそうなりますよねということなんです。いかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

法人事態にそういう経営的な失敗といいますか、そういうのがあれば廃止に追い込まれてそういうケースはあると思います。事例もございますので。ただ、社会福祉法人の認可につきましては、市が行っておりますが、施設ごとの各園、各園、一つの法人が経営する直接の施設の監査につきま

しては、まだ監査権限が県にございます。その本体となる社会福祉法人は市が指導・監査することになりますので、そういった毎年毎年の経理の状況も見させていただきまして、特にこういった市立保育園を引き継いでいただいた法人については、特にその経営面については十分指導・監査あるいは目を光らせておかないといけないと思っております。ですので市の財産を譲渡したことによって、それが社会福祉法人の設立定款に反するような使用目的にされるとは考えていないところです。

○委員（中村満雄君）

例えば医療法人であっても変なことをする医療法人もいるわけなんです。それも法律で決まっているわけなんです。同じようなことがこの法人によって起こらないかということに危惧しているということなんです。だから今おっしゃいましたのは、この法人のそういった書類に関しては市の責任においてしっかり見ると、万が一何か疑惑あったならばそれを正すと。そう理解していいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

そのとおりでございます。

○保健福祉政策課、政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

花堂が申し上げましたが、現在、社会福祉法人につきましては、監督権限が霧島市に本年度から移っております。その中で毎年決算後の財務諸表、これは提出を義務付けられております。昨年度、平成24年度の財務諸表につきましては、市のホームページですべて公開しておりますので、そちらのほうも御確認いただければと思います。なお申し添えますが、借入等につきましてはほとんどの法人がございません。施設設備等を直近でされたような所が一部借入れが残っているような状況にあります。

○委員（植山利博君）

先ほどの職員の話ですけれども、これまで運営に当たっては保護者の負担にしても、市で運営しようが民間で運営しようが保護者の負担についてはまったく変わりはないというふうに認識をしていますね。ということは運営そのものについても国・県からしっかりと補助金というか措置費が交付されているわけですから、だからそういう心配はしてないんですけども、市が運営している段階で27名の正職員の中で正職員が5名、臨時職員が22名だったと。そういう状況の中でずっと運営をされてきていて、民間に移譲とするからといって民間にその正職員を過半数を担保しなさいよと、臨時職員は過半数以下にしなさいよと求めることが合理性があるのかどうか、どんなふうに考えていますか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

基本的にはその合理性という面から見れば、社会福祉法人と言えどもやはり運営していく継続的な運営のためには人件費等を抑えたり、そういうことも考えられると思います。ですので市立であった場合は、正職員の場合は安定した給与がありまして、ある一定年齢までは昇給もございます。ただ臨時職員につきましては残念ながら昇給がないとかですね、やはりそういう状況もございまし

たので、そういう面では民間の社会福祉法人の給与規程等に正職員となれば従って配慮されると思います。ただ、その過半数に満たない、いわゆる民営に移管しても臨時職員のままという方もいらっしゃると思いますけれども、そこはやっぱり今後のこの移管先法人との間でやはり協議をさせていただいたり、あるいは事情によって賃金を低く抑えてほしいという方も中にはいらっしゃるようです。そういったこともケースバイケースでございますので、その辺は十分協議をしていきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

私が言っているのは、もちろん賃金ベースもありますよね。その民間での正職員という位置付けの給料ベースがどうなのか。市の職員としての給料ベースが正職員とどうなのかということもありますので、その譲渡に関わって契約の中でいえば民間の経営に一番根幹に関わるところで、市が制限をすることが、もちろん非正規雇用が多ければいいということを行っているんじゃないですよ。やはり雇用形態として正職員が多くなるっていうことは、これは経済界でもあるべき姿なので、むやみに臨時職員で、非正規雇用で運用すればいいということ言ってるのではないんだけど、やはり民間に譲渡するということは民間のノウハウとか経営に対する余り立ち入った制限、例えば正職員は給料を幾ら以上にしないよというようなところまでは踏み込めないと思うんですよ。そこも含めて臨時職員を半数以下に抑え込まなきゃいけないよというのが民間の経営の裁量権に合理性がありますかということ聞いているんです。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

合理性と申しますか、確かにこちらのほうから民間の事業所の経営の中まで指導することは、それはできないというふうに思います。ただし今回の職員のことを半数以上で募集要項で定めております。それに応じてこられましたので、その内容で今後その法人の方はされると思います。全体的にその法人の経営のこともありますので、今後そこあたりを職員の方々と話をされると思っております。

○委員（植山利博君）

協定書について少し触れたいと思いますけれども、第9条において協定の破棄がうたってあるんですよ。当然この議会が議決をしなければこのことは成り立たないわけであって、だから平成26年3月31日までにとこういう記載になるんだろうと思います。今度は損害賠償のところでは甲または乙はうんぬんとありますね。それで第10条の2項で前条に基づきこの協定が発揮された場合、この前条というのは第9条を指すんだと思いますけれども、着手のための施設整備とか契約のための準備については事前に行うことができるというふうになっていて、つまりは委譲を受けて運営しようとするために何らかの対価を投じてその事業者が必要と認められる施設整備をします。ただ結果として議決に至らずに、今整備をしたものについては損害賠償しませんよという文書になっております。これも状況としては分かりますよ。議決がないことにはできないんだから、議決がなかったことにはこの契約が成り立ちませんよと、だけどその前に投下したのも保障しませんよ

ということになってはいますけれども、相手の方がこれでいいというのであればいいんでしょうけれども、対等な契約として私としてはいかなものかなという気がするんですけど、ここはどうですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

対等かどうかと言うと答えづらい部分もあるんですが、今回の場合どうしてもこの隼人保育園を民営化するためには言われるように議会の議決がどうしても必要になって参ります。ですので万が一議会の議決がない場合は、これを民営化することのできないこととなりますので、それはもうこういう形で、もしその方が4月1日以前にそういうのを入れていच्छゃれば、それはこちらのほうとしても保証できない形をお願いしているところでございます。

○委員（植山利博君）

だから私が言うのはそれくらい補償をすべきじゃないかということを行っているわけです。だってその施設をより良く運営しようと思って、瑕疵があってもだめだといっているでしょう。後から瑕疵が見つかって責任は持ちませんよと言っているんですよ。だから我々はこっち側の立場に立てば有利な条件だけど、普通瑕疵があったら、瑕疵なんだからそこはちゃんと元の所有者が、後から見つかってどうしようもなく見つかったわけですから、瑕疵が気づかずにお互いが、もし万が一瑕疵があったらそれぐらいはちゃんと見てあげるとか、こちらの都合で議決ができずにその前に施設整備をされているわけですから、それぐらいはお返するのが対等な協定じゃないかなと。私の民間の感覚ではそう思うわけです。いかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

公平感としてはそのとおりだと思います。ただ現実問題として、その民営化までに至る移管予定の法人が費用を投入するということは実際問題として考えられないプレゼンテーションの費用とか、議決をいただきましたなら1月から3月までにかけて引継ぎ期間をするわけですので、実際はやはり議決をいただいた後でいろんな経費というのは掛かってくるのではないかと考えております。

○委員（植山利博君）

結果としては12月議会に出てきていますから3月までには期間がありますからそうだろうと思うんですけど、ただこの文章だけを見れば御上意識というのが、やっぱり民間事業者に対する上から目線というかな、そういうのがあるのかなという感じを受けたのでちょっと指摘をしてみたところです。私はこのことについてはもう以前から評価をしておりまして、1日も早くすべきだということをも隼人町時代から繰り返し一般質問等を通じて言ってきたことであります。プレゼンテーションの中でお尋ねをしますけれども、例えば延長保育とか、休日保育とか、様々な隼人保育所が行っていたサービスよりもより質の高いサービスができるようになるのではないかなと期待をしているんですが、今やっていないサービスで今後プレゼンテーションの中で主だった例えば送迎であるとか、今は送迎はやっておりませんよね。民間になったら多くの所がやっておりますので、そういう今以上にサービスの充実・高度化がプレゼンテーションの中であれば幾つか代表的なもののお示しを

頂きたい。

○保健福祉政策課, 政策グループ主任主事 (秋丸健一郎君)

御指摘の延長保育についてですが、現在は午後7時までの延長保育を行っております。プレゼンテーションの中では保護者の方のニーズに応じて午後8時までを検討しますというふうにおっしゃいました。それから今のサービスの向上の中で大きな目玉といたしまして、病後児保育を挙げられました。この病後児保育と申しますのは、病気に掛かった子供が例えば感染症であれば一定期間は保育園に通えません。その間当然働いている親御さんは仕事を休まないといけないのかという場合にその病気の後に預かっていただける病後児保育といくというのがございます。霧島市でかわの小児科と今回民営化を受けられます金剛福祉会さんが牧之原保育園でされております。この病後児保育を行いたいということをおっしゃられております。基本的には送迎と申しますと幼稚園は送迎というのがあります。基本的に午後2時ぐらいまでで終わりますので、送る時には保護者の方が家にいらっしゃる状態です。ただ、保育園の場合は皆様がそれぞれ仕事を持っていらっしゃって、その都合でお迎えに行くというのが基本であります。ですのでその送迎という部分については特に述べられておりませんでした。

○委員 (宮内 博君)

今回協定書の契約の第3条で2月28日までに6,600万円を支払うというふうに書いてあるわけですね。それで今ざっと計算しました坪単価6万9,265円というという数字が出てくるんですけども、この評価というのはどうなんですか。先ほど土地の評価額について不動産鑑定評価を行ったということではありますけれども、まずそのところをちょっとお示してください。

○保健福祉政策課長 (小野博生君)

今回の民営化の土地につきましては、鑑定評価額と同額で譲渡をするというふうに行っているところでございます。

○委員 (宮内 博君)

それと直近3か年の修繕費に約1,400万円掛かったというふうにしておりまして、施設についてはもう無償とするということなんだけれども、第3条の3のところですね。備品台帳に登載された備品についてもこの無償で譲渡するというふうになっているわけですが、この金額は示されておられませんけれども、どれぐらいになるのですか。

○保健福祉政策課長 (小野博生君)

備品に関する金額は把握していないところでございます。

○委員 (宮内 博君)

備品台帳に登録しているということなんですけれども、台帳にどれぐらいのものが登録されているのですか。

○保健福祉部長 (花堂 誠君)

備品につきましては特に保育園という性格上、例えば遊具の施設とかいろいろございます。そう

いった中で、例えばその備品のいわゆる使用期限とか。そういったものがまちまちであって、残存価格の出し方が非常に困難じゃないかなと思います。備品台帳登録上の価格そのものであればいわゆる買い取った時の値段、そういったものなら把握ができると思います。

○委員（宮内 博君）

なぜこれを聞いたかという、その直近の3か年で修理費は1,400万円という数字が出ているんですよね。それで直近3か年でその備品はどれくらい掛かったのかなというのを示していないもんですから聴いているんですよ。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

隼人保育園にかかる平成22年度から24年度までの3年間の備品購入費の合計額です。94万9,784円でございます。主なものは調理器具としての分類でございます。プレートの殺菌庫、菌を殺す入れ物ですね。それが22万2,600円、これが平成22年度購入、それから大きいもので給食栄養管理ソフト、パソコンのソフトウェアですね。それが27万5,625円、これが平成24年度、あとは避難の時に使う3歳未満児を特に乗せて運ぶ避難車、それからお出かけ用避難者ということで、これが二つで26万円程度ということでございます。

○委員（植山利博君）

このところは私も質疑をしようと思っていたところです。今宮内議員のほうで計算をさせていただいたみたいですが、坪単価6万9,000円なのがしということですが、正確にはそちらで把握されていればお示しをください。

○保健福祉政策課、政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

今回の不動産鑑定価格につきましては平米単価で2万1,000円という形で算出しております。この価格を導き出すに当たりましてその不動産鑑定士の方が取引周辺地の取引の実例価格等を基に算出しております。参考までに取引事例で使われた価格が隼人町真孝が3万6,150円、それから同じく真孝が3万1,759円、住吉が3万4,046円、同じく住吉が3万2,200円という取引事例がまずございまして、その鑑定士の方が個別の取引事例の中身を見まして、適正な価格というのを求めた上で、さらに隼人保育園については非常に広大な土地でありますので、それに応じて減価をして2万1,000円という額が出ております。

○委員（植山利博君）

何を言いたいかというと今備品の話もありました。備品は今部長が言われたように償却という行政の感覚には減価償却という考え方がないわけですよ。だからいわゆる民間であれば申告をする際に貸借対照表を作れば必ず減価償却という考え方が出てくるわけであって、買ったときの値段なんてあってないようなわけですよ。ですからこういう施設を私は民間移譲するときには、やっぱり施設も建物はもちろん無料、備品も無料、土地も正当な評価してから何割か引いて譲渡をしても私は結構だと。私はそういう考え方でおります。ですから修繕費がどれくらい掛かるということであれば譲渡の際はやっぱり思い切って、今後の長い御苦労を考えたときにはですね、やはり引き受け

る所が取組やすい形で譲渡をするべきであろうというふうに思いますので、そのことだけは指摘をしておきたいというふうに思います。

○委員（中村満雄君）

2点教えてください。この第3条、宅地の971番2、ここに保育所が建っているわけですよね。あと下の表の数字は隣接している土地なんだろうかっていうことを教えてください。番地が違うということですね。それと建物に付随する付属屋、工作物これは値打ちがほとんどなかったということで、その中にはお宝は入っていないでしょうねということで、それだけ教えてください。

○保健福祉政策課、政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

まず協定書の第3条に土地が書いてございますが、その複数の筆にまたがってこの建物が建っております。具体的に申し上げますが、まずそこにあります971番の2、それから972番の1、972番の2、974番、以上にまたがって建物は建っております。それから附属建物ですが、従前は保育園の暖房のボイラーを設置していた部屋だったと、しかし空調設備をパッケージのものに変えまして、現在は物置として活用されているということでお宝は恐らくないのではないかと思います。

○委員（中村満雄君）

字が違いますよねということで、番地は隣接しているみたいに見えるけど、字が西原と中川原となっているから隣接しているんですかという質問ですが、隣接しているんですね。

○保健福祉政策課、政策グループ主任主事（秋丸健一郎君）

ちょうど字界をまたぐ形で保育園の敷地がございまして、地番が続いております。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩いたします。

[休 憩 午後 3時27分]

[再 開 午後 3時40分]

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに議案第83号及び議案第93号に対する質疑はございますか。

[「なし」と言う声あり]

議案第83号及び議案第93号の質疑を終わります。続きまして議案第94号の質疑に入ります。

○委員（植山利博君）

先ほど国分総合福祉センター、この施設は見せていただきました。いろんな会議で何回かあその会場ですか、使わせていただいたことはあるんですけども、あのように入中を詳しく見たのは初めてでした。それで浴室があるということで100円の料金で対象者が65歳以上というふうに聞いたんですが、ちょっとその利用の制限というのかな、料金も含めてどういう状況になっているのかお示しをいただきたいと思います。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

国保総合福祉センターの浴室かと思うんですが、これは国分は確か総合福祉センターの前は老人福祉センターということで運営をされていたと思います。そして今浴槽がある所は旧老人福祉センターの建物として、新たな総合福祉センターは前の廊下部分をくっつけた形となっています。ですので以前からのそのままの形で運営がなされて浴室については65歳以上の方々が100円と、以前の形を取っていることだと思います。

○委員（植山利博君）

ということは65歳未満の方は利用できないという理解でいいのですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

そういう理解でいいと思います。

○委員（植山利博君）

それぞれ合併前からのいろんな事業がなされていて利用形態がそれぞれあると思うんですけども、浴室があって65歳以上しか利用できないという特殊な施設だろうと思うんですね。使用料も100円ということになっていて、あそこで温泉利用券は利用できませんよということも書いてありました。だから違和感を少し覚えたもんですから、その辺のところについては今後どのような見解をお持ちですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘の件は実は国分の市民プールですかね、あその横にある温泉があります。そこでの絡みでいきいきチケットの使用はできないのかというお話もございました。実はその国分の総合福祉センターの浴室使用料につきましては、確か22年度まででしたか、ちょっとはつきり覚えておりませんが無料だったと思います。それを22年度の一斉の使用料見直しのときに、その国分の総合プールの脇にあります温泉が同じく高齢者の方々のための入浴施設であって、100円ということもございまして、それに合わせた経緯がございまして。したがって高齢者の方々のための浴場ということで広く市民の方々に年齢制限とかなく公にしている施設ではございませんので、いわゆる高齢者の方々にもともと料金的に恩恵を差し上げるような形で設定をしておりますことから、今のところはいきいきチケットの活用はできないというふうに考えているところです。

○委員（宮内 博君）

ここの総合福祉センターの指定管理料が2,029万1,000円ということですが、この内訳を紹介してもらえませんか。

○保健福祉政策G主任主事（野村 樹君）

国分総合福祉センターの指定管理料の内訳でございまして。概数でよろしいですか。[「はい」と言う声あり] 人件費が813万7,000円、福利厚生費が1万4,000円、通信運搬費が16万2,000円、委託費が244万1,000円、保守委託の部分が377万8,000円、手数料が3万円、謝金が96万円、消耗品費が31万8,000円、光熱水費が362万1,000円、燃料代が69万6,000円、修繕料が10万円、保険料が3万円、合計で大体今の指定管理料になると思います。

○委員（宮内 博君）

人権費の813万7,000円はどのようなものになるんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

いわゆる社会福祉協議会の本所としての運営のために国分総合福祉センターには28名現在職員がいらっしゃいますが、うち施設管理として4名分の人件費をここで見ているということです。

○委員（宮内 博君）

あと隼人総合福祉センターですね。818万9,000円でありますが、これはどんなふうになっていますか。

○保健福祉政策G主任主事（野村 樹君）

隼人総合福祉センターの指定管理の内訳を申し上げます。同じく概数です。人件費が564万2,000円、福利厚生費が7,000円、通信運搬費が8万7,000円、委託費が131万4,000円、機器の保守料が35万3,000円、手数料が3万円、消耗品が8万4,000円、光熱水費が37万9,000円、租税効果費が19万円、修繕料が10万円。

○委員（宮内 博君）

人件費を市のほうで見る・見ないという、それはどういう判断の下でなされるような仕組みがあるんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

基本的には指定管理者である社会福祉協議会のそれぞれの施設についての人件費の見積もり要求で積算をしておりますが、先般お答え申し上げましたとおり、各市社会福祉協議会の各支所の取り組んでいる事業もいろいろございますので、統一した人件費の考え方ということではしておりません。

○委員長（時任英寛君）

議案第94号についてほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようです。これで議案第94号に対する質疑を終わりたいと思います。次に議案第95号についての質疑に入ります。

○委員（宮内 博君）

牧園老人福祉センターですけれども、ここも施設の老朽化が問題になっていて、以前温泉が使えないということなども一時問題になっていました。そんな中で年間9万900円の使用料という実績があるんですけれども、これは入浴料なのか、その辺紹介してもらえませんか。

○保健福祉政策G主任主事（野村 樹君）

牧園老人福祉センターの使用料につきましては温泉使用料だけではなくて部屋の使用料も含まれております。

○委員（宮内 博君）

年間6,784人という利用者数でありますけれども、施設が昭和54年の施設だということで、これよりも古い所がありますからですね。ですけれども、6,784人というのは一日20人か30人くらいという利用になるというふうになると思うのですけれども、今回、日当山荘の温泉の廃止条例も隣の部屋で議論しているんですけど、あそこは大体1万人近く利用しているんですよ。それでこの利用を促進するための取組というのは今回どんな議論をしているのでしょうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

牧園老人福祉センターは以前は地域のコミュニティ施設という活用もされていたようです。ところが御存じのように牧園小学校の下ですかね。農村環境改善センターができてから地域のコミュニティ会議等はあそこで行われることが多くなりまして、その間、坂本龍馬の公園になっている所にあった旧福祉の里という施設がございましたが、そこで行われていた、いわゆるデイサービス事業をこの牧園老人福祉センターに移しまして、本来の名称のとおり老人福祉センターとしての機能に戻そうということもございまして、現在はこのような利用ニーズになっております。しかしながら施設を効率的に利用するためには、やはりいろんな事業を取り組むということもございまして、議論をした結果、デイサービスセンターのそういうことを引き継ぎまして、機能回復訓練室とかを利用しまして、今では元気アップ・まなび高齢者通所介護予防事業と、いわゆる介護の一次予防、二次予防の教室をしているところでございます。その方々の利用がほとんどこの6,784人であると理解しております。

○委員（中村満雄君）

全般に渡りますけれどもこの議案の最後の項目に今後の管理運営における特記事項というのがあります。これが例えばあるところでは経費の縮減を図るとか、それぞれ違ふと。経費の縮減を図るといのはどこの施設にでも当てはまることではないかと思ひながらそれには触れられていない。これはそれぞれの施設ごとに違ふということですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今後の管理運営における特記事項につきましても、やはり施設の古い・新しいに関わらず、経費節減・管理経費の縮減というのは共通していることだと思います。したがって先般お答えしましたとおり施設の概要の所に例えば指定管理委託料の記載をするべきだとか、そういうのも併せまして今後記載方法についてはそのような形で改善していきたいと思ひます。

○委員長（時任英寛君）

議案第95号についてほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようです。これで議案第95号に対する質疑を終わりたいと思ひます。次に議案第103号についての質疑に入ります。

○委員（植山利博君）

この前本会議の中で隼人の浜之市のふれあいセンターは使用料から利用料へという基本的な考え

方を示されたわけですが、この二つの施設ですね、横川の健康温泉センター、それから霧島の健康増進交流センター、両方とも温泉施設だというふうに理解しているのですけれども、それでいいですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

議案第103号の指定管理の対象施設は溝辺ふれあい温泉センター、横川健康温泉センター、霧島温泉健康管理増進交流センター、三つとも温泉施設でございます。

○委員（植山利博君）

今ここが今後も使用料という形でその温泉料金は市にすべて入るという基本的な考え方で今後もいくという理解でいいですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

今回出しております5年間に関しましてはそういうことでございます。

○委員（植山利博君）

そこでその浜之市のふれあいセンターの入浴料は利用料にしていくと、ここの3施設は使用料だと。そのまずは担当部署が違うんだと。向こうは商工観光部ですよ。こちらは保健福祉部というかそういう位置付けの部署が担っているんだと。だからその辺の観点の違いなんだということなんでしょうけれども、やはり市の施設を運用する場合、利用者にとっては担当が商工観光部であろうが保健福祉部であろうが一緒なんです。そこで払った料金が片や使用料という形で全部市に入ると、片や利用料という形で指定管理の事業者に入ると。そうすると僕が何を言いたいかというと、利用者に入るということは利用者が民間の発想でいろんな自主事業を取り入れながら積極的に利用者を増やす対応に取り組むと。だってたくさん入るようになれば、たくさん収入につながるわけですから。そうすることが本来の指定管理の目的じゃないんですかということとずっと今朝から言っているわけですよ。そういう観点で指定管理者という手法で、公の施設を民間に管理・運営を委託するのであれば、その原点を考えたときに利用料にすべきではないかと。いかがですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

確かに、私たちとしても利用料金制を取れば非常にいいのかなと思っているところですが、例えば横川の温泉センターで例を言いますと、隣に社会福祉協議会の事務所と一緒に一体的に施設として使われております。そしてこの温泉センターでありますとそこで訪問介護も社会福祉協議会がその温泉センターで使っている状況です。つまり施設全体として福祉のために使われるような形態となっているため、今回は社会福祉協議会に直接指定をしているということとでございます。温泉センターだけであれば利用料金の公募ということも考えられるとは思いますが、そういうふうに社会福祉協議会と一体とした事業を温泉センターもやっていることから今回は直接指定でして、しかも利用料金制を取らずに今までの形の市の歳入に入れる方法を取っているということとでございます。

○委員（植山利博君）

おっしゃる意味はよく分かります。ここでふれあいセンターのことを議論するのはちょっと所管

外だということになるわけですがけれども。性格上やはりいろんなところの今おっしゃったように公の固定のサービスだけをやるものでない、公の例えばその地域の自治会の一翼を担っているとか、いろんなものがあるわけです。それぞれその個別の施設においては、そこら辺も何というのか、先ほど人件費を見るのがその施設ごとにどうなのかと、結局大きな施設だと施設そのものを管理・運営するために4人分の人件費を見ているわけですよ。小さな施設だと見ていない。あるいは臨時職員の1週間に4日ですか、2時間程度の人件費を見ていると。それはいろんな補助事業とか何とか導入する上で、本当にやり方としては効率よくなる面もあるわけですがけれども、一つ一つの施設の本来のあるべき公平性とか平等性とかということで、尺度で図った場合にはいささか問題もあるということになりますのでね。その辺ももう少しきちっと答弁・整理ができるような運営をすべきではないかということだけ指摘をしておきます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のとおりだと思います。したがっていましていわゆる利用料金制を導入したことによってその指定管理業者に入る利用料金収入と今度は施設管理費の収支バランスも考えないといけないということもありまして、課長が先ほどお答えしましたように神乃湯はちょっと離れていますけれども、他の施設は各地区の福祉の拠点としても社会福祉協議会に使用していただいていることから、そういった観点で収支というのは今のところちょっと度外視してやっているところでございます。御指摘は承っておきます。

○委員（宮内 博君）

基本的には地方自治体の役割というのは福祉増進ということが求められているわけで、福祉政策を担うところに利潤を追求するようなものを積極的に取り入れるというのは私はそれはちょっと違うのではないですかと。だから植山委員とはちょっと見解が180度違うんですけどね。それでそのところを安易にやっぴりこういうところに持ち込むということには、私としては同意できないんですけど、ただ一つお聞きしたいのは先ほどからも人件費の見る・見ないということの部分でいわゆる社会福祉協議会から、こういうことをお願いしますということに基づいて、市のほうでは対応しているということでもありますけれども、金額的にはいずれもこの指定管理料という形でこの三つの施設は2,400万円から2,600万円ぐらいの決算では委託料という形で出しているんですが、同じように人件費も先ほどあったような形で出していると思うんですが、その身分ですね、身分は社協のほうに委託料の中にその人件費でいくらですよということをやっているだけで、その身分について市のほうで関与をしているという話ではないというふうに部長の先ほど答弁からすると推測するんですけども、そういう理解でいいんですかね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

そのとおりでございまして指定管理者自体のその組織の中のいわゆる正職員であるとか、非常勤であるとかには関与できないと考えております。

○委員（宮内 博君）

ただ一定額を出している以上、そのところの身分的な保証といいますか、そのところはっきり担保されているということを前提にしていなければいけないというふうに思うんですけども、それがチェックできる体制というのもなく、ただ信頼関係でという話なんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

基本的に賃金につきましては、先ほど来申し上げますとおり、まずは社会福祉協議会の要求見積書というものをベースに我々も確認をしているところでございますが、結局、その例えばAという人を1万円で雇用するという要求にも関わらず、半額の5,000円というところは、やはりそこは審議に基づいてなされることございまして、特に委託料は毎年度、毎年度、清算という形を取っておりますので、例えばもしそこに疑惑があれば、やはりその部分のいわゆる監査的なものもしないとならない。だから監視はやはりしていかなければならないと思います。

○委員（宮内 博君）

この3施設の場合は使用料金制によってしているということなだけけれども、先ほどふれあいセンターの話が出ましたけれども、向こうのほうも平成25年度まではそういうことでやるというふうになっているんだけど、中身を見ると指定管理料の計算の中には、いわゆる使用料金で入る部分を除いた、例えば2,000万円の指定管理料があったとしたら1,900万円使用料金で収入があると。指定管理料は100万円だという形で計上していくわけですよ。この場所はそういう計上はしていないという理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

確認をさせていただきます。直接指定の場合は使用料、公募の場合は利用料という理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほどの御質問にも私がお答えしましたけれども、やはりその指定管理を公募するか直接指定にするかの判断というものは、例えば緊急に指定管理者を指定する必要がある場合は直接とかですね、そういった違いはありますけれども基本的には公募だから利用料、直接だから使用料ということにはならないと考えております。

○委員（植山利博君）

それが正式な答弁だと。ということは関係ないということですね。直接指定・公募で使用料・利用料との住み分けはしていない。関係ないという理解でよろしいですね。それともう一点、今ここに三つ出ている温泉センターの使用料金は全部一緒ですよ。今回消費税の関係で見直しをすると、転嫁する・しないというのがあるということでしたけど、この三つちょっと今私はざっとしか見ていないのですけれども250円というのが2か所ぐらい出てきましたけれども、ちょっと確認させてください。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

その利用料と使用料の問題につきましては私がお答えした基本になるのは平成18年10月に霧島市が策定しました公の施設の指定管理者制度導入に関する指針というのがございまして、その指定管理者制度導入スケジュール等という中のところに指定管理者の制度導入スケジュールには公募か公募によらない場合があるということが記載されており、題目の2番目に指定期間は原則として3年から5年ということであって、利用料金制については原則として利用料金収入と施設管理経費の収支バランスがとれる見込みがあるものは導入するというようになっております。そういった根拠でお答えしたものでございます。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

3施設とも料金が一緒かということなんですが、実は溝辺と横川は同じ料金で霧島だけは違う料金です。ちなみに今現在の条例での金額を申し上げます。溝辺と横川の場合は1回につき240円です。霧島の場合は1回につき360円です。

○委員（植山利博君）

溝辺は今度250円になるんですね。今度の条例改正で消費税の転嫁ということで、今そこは確認したんです。溝辺と横川は250円と、変わりますよと。それで霧島は360円はちょっと確認ができなかったものですから。そのままですか。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

霧島は370円になる予定です。

○委員（植山利博君）

なぜその金額の差が出るのか。金額の見直しをしましょうということで、浜之市も見直しをいたしましたし、ただ全部一緒にはなっていないんですね。まだ安い所も200円ぐらいの所もあると聞いておりますけども、その整理を以前近隣の民間の営業にダメージを与えないためとかいろんなことを言われていますけど、どういう根拠で値段の差というのは、例えば今回の議案にすれば、溝辺と横川が240円から250円になって、霧島が360円から370円になると。この差は何かと。

○保健福祉政策課長（小野博生君）

今回霧島がなぜほかの所より高いかということだと思っておりますが、当時設定をしたときに周辺の霧島は周辺に温泉施設が多い所でございます。ですのでその温泉組合のほうからそこに料金設定については考慮してくれという話があったことから、今回霧島の場合はこういうほかの温泉と合せられたような形だというに思っております。

○委員（中村満雄君）

霧島のお年寄りの方から、もともと吉村町長の時代からそういったことをされて非常に高いと。何とかしてくれという要望が出ていることは事実なんです。なんで溝辺やら横川は安いのと。そういった意味ではそれこそ考えていただきたいと。本当にまじめにそう思います。だから住民をけしかけて陳情書をあげろとかそういったように動こうかと思っているぐらいです。

○委員（植山利博君）

指摘をしておきたいと思います。やはり今回も提案をされております指定管理ですが、やはり指定管理で運営する中で、使用料がまちまちだということは、これは合理性がいくらか欠けると思いますので、今後何らかの形で統一をするような方向で取り組んでほしいという指摘はしておきたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第103号に対する質疑を終わります。

〔休憩 午後 4時35分〕

〔再開 午後 4時36分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。まず議案第83号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これより議案処理に入ります。議案第83号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第83号、霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について私は反対の立場で討論に参加をしたいと思います。本条例は隼人保育所を民営化するための条例廃止であります。霧島市は公立保育園や養護老人ホームについて、あり方検討委員会の提言を受けて、平成26年4月から隼人保育所を民営化するとし、平成30年までに9か所の公立保育園を民営化するとしております。また養護老人ホームについては平成26年4月に国分舞鶴園を民営化し、平成29年4月までに3か所の養護老人ホームの民営化を打ち出しているところです。今回の隼人保育所の民営化はその第1号であります。保育所が民営化されることに保護者の方たちは不安の声を寄せております。霧島市が行いましたアンケート調査でも保育士が入れ替わって子供が戸惑うのではないか。現状が変わることとはできるだけ避けてほしい。変化に対応することは苦しい。今のままで十分いいので民営化されることで何かが良くなるということはないと思いますなどの意見も寄せられた経過があります。環境が変わることへの不安が述べられているところです。こんな中で今回隼人保育所を民営化するという条例が提案をされたところでありますけれども、地方自治法第1条第2項は地方自治体の役割について、住民福祉の向上を図るということを明記しているところです。公立保育所や養護老人ホームなど社会的弱者に関わる部分の民営化は、福祉増進を明記した自治体の基本政策の大きな後退であるということ指摘するものです。効率化最優先で子育て支援や高齢者対策の充実が図れない。そのことを指摘して本条例に対する反対討論としたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

○委員（植山利博君）

私は議案第83号、霧島市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論をいたします。保育園の運営についてはこれまで長い間議論をされてきました。また行革という観点からも十分に論議を尽くされて、市民に対する説明責任も十分になされてきたと思います。この間、先ほど説明があったように平成24年の3月から民営化の説明について保護者等にも説明会を開催されておりますけれども、その参加者が2名であったり4名あったりということで少ないわけですけど、このことは保護者の皆様はこの民営化についてはしっかりと知識と方向性を受け止められた上で、当然民営化ということに理解を示された結果だと私は思っております。また民営化になっても市が措置しなければならない事業であることには間違いなくて、国・県の措置費についても今までどおり担保される。また保護者の負担についても更なる負担が求められることもないわけでございまして、現状においても民間の保育所は定数を超える応募があっても公立の保育所は定数に満たない状況が過去何年も続いているということは民間の保育所サービスのほうが充実し、高度なサービスが提供されていることの裏返しだというふうに私は思っております。ですから民営化することによって、担当の保育士が変わることによってというようなアンケートの中で一部不安がありますけれども、そのこともきちっと今の保育士を継続して雇用していただくというような協定の中でも示されておりますので、私はその辺の不安解消はなされているものだというふうに思っております。ですから今後の市が担うべきサービス、また民間がそこをどう肩代わりをしていくのか。また新たに市が今まで民間が担っていたものも市が担わなければならない事業も出てくると思えますので、やはりこれはきちっと住み分けをした上で今回の一部改正で単人保育所の民営化ということには十分な理解を得られているものだと思信し、本条例案に賛成討論としたいと思います。委員諸兄の御協賛をお願い致します。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。お諮りいたします。議案第83号について原案のとおり可決すべきことに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第91号、霧島市子ども・子育て会議条例の制定についての自由討議はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、提案をされております議案第91号、霧島市に子ども・子育て会議条例の制定についてでありますけれども、この条例は子ども・子育て支援法が成立をしたことによって、各地方自治体でも

子ども・子育て会議を設置することが求められている中で、設置されようとしているものであります。それで実際子育てに関する施策というのは様々あるわけでありましてけれども、これまでも例えば児童クラブに係る保護者の皆さんの中からも指導員の方たちのこの身分保障について、もっと市の関与を求めるそういう意見等も意見交換会等の中で行われてきた経過もあるわけでありましてけれども、今後の子育て支援に関する重要な施策を議論する場所にそうした関係者が集って合議制の機関として、これらの提言を執行部のほうに求めていくことができるという制度でありますから、大いに制度そのものが活用できるような施策をさらに充実していくような形で求めていただきたいということを執行部には要請をしていただきたいというふうに思います。

○委員（中村満雄君）

先ほどの質疑のときに私言いましたが、条例の書き方ってこれでいいんでしょうかということの内容的にうんぬんということはないんですけれども、例えばこの第4条の2は、委員は再任されることができる。こんな日本語を書いている条例ってあるんだろかということとか。先ほどの公募のことにしても原則公募とか、そういったのを積極的に入れていくということがないといつまでもこんなになってしまう。この解決は何なんですかということが明確に書かれていないと説明では受けましたけれど、提言するんだとかそういったところが一言も書かれていないとか、そういったことに対しては非常に不満な条例の条文であるというふうに思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。議案処理に入ります議案第91号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第91号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって議案第91号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第93号、財産の処分についてについての自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。議案処理に入ります議案第93号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

本条例は隼人保育所を民営化するために昭和55年に建設をされた現隼人保育所の建物そのものを無償で社会福祉法人に譲渡するというのを認めたものでございます。説明の中でも明らかになっておりますように、直近3か年間で1,400万円の経費を掛けて修繕等が行われているものでございます。また協定書の中にもありますように備品等についても無償譲渡するというのを明記しているところです。過去3年間に整備をされた備品等については金額的にそんなに大きなものでありませ

んでしたけれども、全体の備品の総額については把握をしていないという、そういうことも報告をされた中でありますけれども、やはり無償譲渡という点については、私は市民の貴重な財産でありますので、少なくとも市民に還元をするという形で行うべきだということから、もともとこの民営化をすること自体にそもそも反対でありますし、同時に無償譲渡についてもそういう形での在り方ということに対しては反対であります。

○委員（植山利博君）

私は議案第93号、財産の処分についての議案について賛成の立場で討論をいたします。この施設は今ありましたように、築後33年、昭和55年の竣工で建築をしてもうすでに33年経っているということでもあります。築33年を経過しているということは減価償却等を考えた場合に、建物そのものの残存価値というものが大変薄れてきているということだろうと思います。また土地は評価額でそのままの固定不動産鑑定評価行って6,600万円で取得をするということも相まって、建物も大分経過をしておりますので、これはもう無償譲渡して、より高い保育サービスが提供できるような環境整備をするということは重要であるというふうに認識をしておりますので、無償譲渡することについては適切なものであると評価をして私の賛成討論といたします。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。お諮りいたします。議案第93号について原案のとおり可決すべきことに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第94号、指定管理者の指定について（霧島市国分総合福祉センター・霧島市隼人総合福祉センター）の自由討議はありませんか。

○委員（中村満雄君）

委員長が要求しましたこの資料、この資料を見てもうひとつ理解できていませんので、正直言ってよく分からない。従って賛成・反対がなかなか言いづらい。今から先5年、この条件でやるということと、指定管理者の霧島市社会福祉協議会の実態もよく理解できておりませんので、本当は確認すべきだったと思いますが、この法人の経営の状態とかそういったものが分からないままです。正直言いますとこの案件に対して賛成・反対の意志表示がなかなかしにくいと。そういったことをお伝えしておきます。先ほど費用があっちに含まれている。こっちに含まれているとかそういったことではなくて、もっと明解に実際の管理料ということと人件費とかそういったものが細かく提示を受けないことには繰り返しますが判断しにくい案件だと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なしと認めます。議案処理に入ります議案第94号について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なしと認めます。お諮りいたします議案第94号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

したがって、議案第94号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第95号、指定管理者の指定について（霧島市牧園老人福祉センター）についての自由討議はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なしと認めます。議案処理に入ります議案第95号について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なしと認めます。お諮りいたします議案第95号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

したがって、議案第95号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第96号、指定管理者の指定について（霧島市牧之原老人憩の家）についての自由討議はありませんか。

○委員（宮内 博君）

牧之原老人憩の家の指定管理の関係についてであります。同施設は昭和49年に建築をされているというものでありまして、約40年経とうとしているわけでありまして。年間の利用者数も1,601人ということで1日の利用者が10人に満たないという形で運用されているわけでありまして、今回更に5年間の指定管理を行っていただくということで提案がなされているんですけども、施設利用の在り方についてはやはりもっと工夫が必要だろうとこういうふうに思うんですね。土日を休みにしているということで報告がありました。それでやっぱり土日の開設なども含めて、同施設がもっと利用が推進されるような形で工夫をする必要があるのではないかとということだけを当委員会として委員会の意見として出したほうがいいのではないかとこのように思うんですけども、自由討議ですから皆さんどのようにお考えでしょうか。

○委員長（時任英寛君）

ただいま宮内委員より施設利用促進のために土日と休日も施設開設をする。また更に新たな高いサービスも提供するというふうな形で利用者数の確保・増加を図る工夫をするべきだということ委員会の申し入れとしてしたほうがいいのではないかとこの御意見ございましたけども、委員長報告の中にまとめるということによろしいでしょうか。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なしと認めます。議案処理に入ります議案第96号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第96号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、議案第96号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第97号、指定管理者の指定について（霧島市国分障害者福祉作業所）についての自由討議はありませんか。

○委員（中村満雄君）

実際の質疑のときに申し上げましたけれども民間のこういったのがあると、この四つの施設だけがなんで障がい者向けに残っているのかと。同じような形でやれば市として管理の業務からも解き放たれるということで、委員会としてそのような方向性を考えるべきではないかということをつけ加えていただければありがたいと思います。

○委員（宮内 博君）

この指定管理の関係についてでありますけれども、これは議案第97号から議案第100号まで障害者福祉作業所等の施設であります。今の中村議員の提案は市のほうが関わりを持たなくても済むようになるのではないかということだったのですけれども、例えば隼人の障害者福祉作業所がありますね。議案第98号でありますけれども、もう一つ議案第100号に隼人わかば会の精神障がい者の方たちの施設があるのですけれども、これまでそういう障がいを持っていらっしゃる家族の方たちが自ら施設を借りたりして細々といろんな手作りのものを作ったりして、それを少しでも換金をして、そしてそこに勤めていらっしゃる方たちの給料といいますか、わずかなものですが、そういうのをそれによって生み出すということで障がい者にとっても働く場所をしっかりと持ってもらおうじゃないかという取組をやっているわけですが、あまりにも施設の老朽化等があって、それをきちんとして整備をして、その中でそういった障がいをもった方たちが生きがいを持って働いてもらうようにしようじゃないかということで隼人の障害者福祉作業所にしましても、あるいは議案第100号の隼人わかば会が利用している作業所でありまして、あるいは市のほうで施設を整備したという経過があるんですよ。ですから民間では限界があるところに市が手を差し伸べて施設を造っていったというようなことの経過があるんで一概に今おっしゃったようなことでしていくと、かなり今そういった障がいを持った方たちへの活動の場が狭められてくるということも当然出てくるわけですので、公の施策を投じながら支援をしていくという意味では大変大事な取組だというふうには私は思っているんですね。当委員会でも今提案があったような意見を集約することには私にはなりにくいというふうに思いますけれども、その点についてもうちよつと中村委員の御意見をお聞きしたいです。

○委員（中村満雄君）

自立支援給付とかこういったのが国のほうからもされているわけですし、民間のほうでしっかりとした運営もされているということで、逆にそちらのほうへ持っている施設というのは何もその霧島市が関与すること、指定管理者とかそういったことを決める必要がないのではないかとというのが私の考えです。

○委員（宮内 博君）

ここの就労支援事業、B型で実施をされている自立支援給付費というのは、そういったこの施設整備にまで全て及んでいるということではないというふうに私は理解しているんですね。ですからさっき言ったようにそういう保護者の方たちとか障がい者の方たちが自らやることには限界があって、そこにその公の経費を投入するという形でせざるを得なかったという現状があるわけです。例えば隼人の障害者福祉作業所は旧隼人町時代には老人給食事業というのをやっていたんですけども、その調理場の後を作業所として借りてやっていたんですよ。かなりも老朽化していて、ひどい状態のまま施設を利用しなければいけないという状態があって、そこに行政側が手を差し延べていったというような背景があるものですから、やっぱりそういったこういう一つ一つの施設にはそういう歴史的な経過があって行政側が手を差し延べていったという背景も見ておく必要があるのではないかなということから申し上げているわけです。

○委員（植山利博君）

私も考え方としては宮内さんと同じような考え方でいいんだろうと。このことについて私も思います。やはりその知的障がい・精神障がいそれから身体障がいを持つ方々に就労の機会、生きていく上での希望と将来、今度は保護者の方々の不安解消というような面で、これはもちろん自立支援法という中で様々な国・県も支援をするわけですけども、やはり施設整備などを含めて市もしっかりと加入しながら一体となって、支援をしていくということはやはり今の段階では必要だろうというふうに私も思いますので、それを全部民間ができる施設が5施設ですか、あるということなので一律そこに任せればいいと。だから全部民で運用をすればいいということではない。だから今民間でされている新しく施設を建ててされているところであっても、また市がきちっと手を差し伸べなければならないときにはそういうことをやればよいというふうに私は思っております。ですからやはり障がい者それから健常者、お互いに支え合うような地域、もしくは国家像もそうですけれども、やはりそういうものは必要な時にはきちっとお互いが手を差し伸べるという意味からも今のこういう在り方、今はNPO法人に市が指定管理を委託する。しかも委託料もゼロということですので、これはこれで堅持すべきだと私も思います。

○委員長（時任英寛君）

この件につきましては委員長のほうで整理をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは議案処理に入ります。議案第97号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第97号について原案のとおり可決すべきことに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第97号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、議案第97号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第98号、指定管理者の指定について（霧島市隼人障害者福祉作業所）についての自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。議案処理に入ります議案第98号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第98号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第99号、指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所あいご園）についての自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

議案処理に入ります議案第99号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第99号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、議案第99号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第100号、指定管理者の指定について（霧島市障害者福祉作業所わかば）についての自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。議案処理に入ります議案第100号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第100号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、議案第100号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第101号、指定管理者の指定について（霧島市霧島保健福祉センター）についての自由討

議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。議案処理に入ります議案第101号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第101号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、議案第101号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第103号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺ふれあい温泉センター・霧島市横川健康温泉センター・霧島市霧島温泉健康増進交流センター）についての自由討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。議案処理に入ります議案第103号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。お諮りいたします議案第103号について原案のとおり可決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、議案第103号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託になりました議案12件の審査については全てを終了いたしました。続きまして委員長報告について何か付け加えることはございませんか。

○委員（植山利博君）

2点ほどですね、まず第1点は先ほど中村委員のほうからもありましたけれども、議案第91号、これは新たに条例を制定するわけですが、この第3条の2の（5）で、その他市長が必要と認める者ということでもありますけれども、その中で運用としては公募するんだという説明もありました。しかし今後の条例の整備に当たっては何らかの形で公募ということを経験したいという方向で検討してほしいと、担当部署も今後は全庁的に協議をしながらそういう方向で進めたいという答弁でしたので、その指摘はしておいていただきたい。もう一点は議案第103号この溝辺ふれあい温泉センター、横川健康温泉センター、霧島温泉健康増進交流センター、この使用料についてやはりばらつきがありますので、同じ霧島市が運用設置し運用する施設でございますので、その入浴料等については、やはり統一すべきだろうと思いますので、適切な時期に適切に対応するよう求めておきたいというふうに思います。

○委員（中村満雄君）

執行部も認めていましたけれどもこの指定管理者の文書の形態について例えば提案理由とか、今後の突起事項とかそういったものについてばらばらだと、この辺は是正したいとおっしゃっていますので、そのところも我々委員会としてそういったことを要請したところ執行部もそういった方

向で動くと言っていますよということを何らかで触れていただければと思います。

○委員長（時任英寛君）

今中村委員のは、指定管理者の部分の、例えば質疑の中でございました平成25年度の予算ベースでの指定管理料の表記とか、その施設を管理する指定管理者の人数とか、そしてまた突起事項の統一したものを挙げなさいとこのようなことでございますね。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではお諮りいたします。委員長の報告の取扱いについては委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、委員長報告については委員長に一任ということでそのようにいたしたいと思います。

次にその他でございます。閉会中の所管事務調査の件につきまして御意見を賜りたいと思います。

○委員（宮内 博君）

当委員会が新しくスタートをして、今霧島市が抱える当委員会の所管に係る問題点を持っているのかということのまず整備が一つは必要だというふうに思うんですね。そしてその中でその調査を必要とする事項等について意思統一を行うという場をまず設けることが必要だろうと。今日は時間的に制約がありますので、そのための委員会を閉会中、閉会中ですので恐らく1月10日を過ぎてからの仕事になろうかと思えますけれども、そういう場を設けていただいて、そこの中できちんと議論をしていくということになろうかと思えますが、それを前提としながらも、まず懸案事項として改選前に我々が引き継がなければいけないということで、申し送りも含めて認識をしているのがあります。一つは医師会医療センターをどういうふうにしていくのかということの議論が特別委員会を作ったんだけども執行部の方が提案したものが、医師会から差し戻しという形になった経過があって、同時に特別委員会でもそれを受けて、どういう議論が行われるのかということを見ている状況にあったんですけども結局行われませんでした。それで当委員会としてはまずそれをどういう改選前から改選後にあたってどういう議論を踏まえているのかというようなことを確認するような場所をどこかで設けなければいけないのではないかと、それは閉会中どうしてもやっていかなければいけない一つの案件ではないかというふうに思うのですよね。そのことはぜひ織り込んでいただければと思うのですけれども。

○委員長（時任英寛君）

今、宮内委員のほうから今後2年間私どもこの常任委員会で一緒に様々な活動をさせていただきますが、この私どもの所管の抱える課題というものを精査する必要があると。その中でも前期から引き続き懸案となっているのが医師会医療センターであると。これについてはもう前期におきましては特別委員会を設置しましたが今回は今委員会の所管事務として、まずは対応するというところで議運でも了解を得ておりますので、ここにつきましてまずはそういう対応策を取らなければ

ならないと委員長としても考えております。ほかにございませんか。

○委員（中村満雄君）

一般質問で取り上げましたけれども、小児の救急医療についてたくさんの方が質問している事実があると、それが7年もずっと放置されているということは議会として責任を果たしていないのではないかというふうに言われかねない。私が言いましたように鹿屋市とか都城市は実現できていないじゃない。ということはなんで霧島市が能力がないのと、そう思っている方もいらっしゃるんです。そういった意味では鹿屋市の担当の方はいつでもインタビューでも何でも視察でも応じますよと提供いただいていますので、そういったこともテーマとしてぜひとも取り上げていただきたい。

○委員長（時任英寛君）

今御意見ございました小児の救急医療についてもそうでございますし、医師会医療センターにつきまして、これについて閉会中に所管事務調査として調査を実施すると、このことについて御異議ございませんでしょうか。そのほかに当委員会の所管に関することについての所管事務調査の申し出も議長のほうにいたしたいと思いますがこれも御異議ございませんか。

[「なし」と言う声あり]

閉会中の審査日程につきましては委員長・副委員長より追って通知をします。

[「今決めてください」と言う声あり]

ここでしばらく休憩します。

[休 憩 午後 5時31分]

[再 開 午後 5時32分]

休憩前に引き続き会議を開きます。平成26年1月22日水曜日の午前10時からということで日程調整をさせていただきますので、これでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

執行部との打ち合わせ等については委員長・副委員長に御一任いただけませんでしょうか。資料請求についても執行部と精査をいたしまして資料請求をいたしたいと思ひます。ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。したがって、環境福祉常任委員会を閉会いたします。

[閉 会 午後 5時40分]

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 時任 英寬